

平安時代における知行と「理」の観念

松園潤一郎*

- I はじめに
- II 土地支配の諸概念
- III 「理」・「道理」の観念
- IV 年紀法の形成
- V 裁判手続の変容と「理」
- VI おわりに

I はじめに

本稿では、前近代日本の土地法について、平安時代における土地をめぐる訴訟と法を中心に考察する。

中国律令法を継受して8世紀初頭に成立した律令国家の土地制度の特徴は、首長制的土地所有を前提とした「国家的土地所有」と表現される¹⁾。個人身身的支配体制のもと、いわゆる公地公民制を原則として、国家が農民に班田を支給して租税を徴収する体制であった（班田収授制）。土地所有の権原（本権）は国家が管理する帳簿の記載によって表示される。

しかし、官僚制国家として高度に発達した中国社会において生み出された律令

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第16巻第3号 2017年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科専任講師

1) 小口雅史「古代的土地所有の特質と概観」（渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社、2002年）5頁以下。律令制下の土地制度とその変容については多数の研究がある。代表的な研究書として、虎尾俊哉『班田収授法の研究』（吉川弘文館、1961年）、村井康彦『古代国家解体過程の研究』（岩波書店、1965年）、泉谷康夫『律令制度崩壊過程の研究』（鳴鳳社、1972年）、吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、1983年）、服部一隆『班田収授法の復原的研究』（吉川弘文館、2012年）、三谷芳幸『律令国家と土地支配』（吉川弘文館、2013年）等。

法は日本社会の実情には適合せず、制度はやがて機能不全となる。軍制や租税制をはじめ支配体制と不可分に結合している土地制度もそれに伴い大きく変化することになる。

律令制的土地制度の変容の過程で、中央貴族・寺社が個別に土地を媒介に租税徴収や人身支配を行う体制である荘園制（荘園公領制）²⁾が段階的に形成される。その過程については、中田薫氏が在地領主から貴族等への所領寄進による荘園の成立を論じた³⁾後、多くの研究が蓄積されてきたが、1970～1980年代の代表的な学説として、①小山靖憲氏の「領域型荘園」の議論⁴⁾と、②坂本賞三氏の王朝国家体制論⁵⁾が挙げられる。

- ① 初期荘園（8世紀後半～9世紀）→「免田・寄人型荘園」（10～11世紀）
→「領域型荘園」（11世紀中頃～、特に12世紀以降）……小山靖憲氏
- ② 免除領田制を基礎にした「前期王朝国家体制」（10世紀初～11世紀前半）
→ 中世的郡郷再編等による「後期王朝国家体制」（11世紀後半以降）……
坂本賞三氏

①は領域性を持った荘園の形成、②は国司（受領）の権限の抑制化、等に注目するが、いずれも11世紀半ば頃に変化の画期が置かれる。近年、この分野の研究は活発であり、荘園成立に際し在地領主の主体性を重視する「寄進地系荘園」論に対し中央政府主導による成立を論じる、いわゆる立荘論⁶⁾や、「立券」や国務文書についての研究⁷⁾、荘園制と国制との関連を論じる研究⁸⁾等が挙げられる。

-
- 2) 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」（『網野善彦著作集3巻 荘園公領制の構造』岩波書店、2008年、初出1973年）。
 - 3) 中田薫「王朝時代の庄園に関する研究」（同『法制史論集2巻 物権法』岩波書店、1938年、初出1906年）。
 - 4) 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」（同『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、1987年、初出1974年）、同「古代荘園から中世荘園へ」（同『中世寺社と荘園制』塙書房、1998年、初出1981年）。
 - 5) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』（東京大学出版会、1972年）、同『荘園制成立と王朝国家』（塙書房、1985年）。
 - 6) 川端新『荘園制成立史の研究』（思文閣出版、2000年）、高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』（塙書房、2004年）等。
 - 7) 佐藤泰弘『日本中世の黎明』（京都大学学術出版会、2001年）等。
 - 8) 佐々木宗雄『平安時代国制史研究』（校倉書房、2001年）、西谷正浩『日本中世の所有構造』（塙書房、2006年）等。

論点はそれぞれ異なるが、政治史上では院政期にあたる、11世紀末～12世紀に個別の領域を持った荘園・公領から構成される「中世荘園制」が成立したことを指摘している。

中世荘園制の成立期には土地支配の観念にも変化が表れ、土地の支配・用益を表す用語として、「領掌」「領知」「知行」等の語が一般化する⁹⁾。土地をめぐる紛争も増加するが、土地支配を基礎づける本権の表示も国家管理の台帳によった律令制下とは異なる規範が用いられた。その規範として古くから注目されてきたのが、長期経過の事実に対して法的効力を付与する、いわゆる年紀法である。しかし、年紀法の他にも、中世法に通じるような規範意識や、国家の認定によらない多様な土地支配の権原（本権）の観念が表れる。

そのような規範として本稿で注目するのが、土地支配の本権の観念としての「理」「道理」の観念である。多様な権原の生成に伴って裁判手続にも中世的な変化が現れており、規範の変化と裁判手続の変容は密接に関連する現象である。

しかし、上記の諸研究では中世荘園制への転換について精緻な議論がなされているものの、制度の転換に伴う土地所有の観念の変化は十分に問題とされていない。本稿では、中世法の前提をなす平安時代（特に院政期）の土地法の構造について、土地所有における様々な規範の在り方や観念の変化を中心に検討する。Ⅱでは「領掌」「知行」をはじめ土地支配の諸概念を示す法的語彙、Ⅲでは土地支配における権原としての「理」・「道理」の観念、Ⅳでは年紀法の観念、Ⅴでは上記の変化と関連する中世的な裁判手続の形成の問題をそれぞれ扱う。

なお、史料を引用する際、竹内理三編『平安遺文』古文書編〔新訂版・訂正版〕（東京堂出版）は「平」と略記して文書番号を付記する。

Ⅱ 土地支配の諸概念

1 研究史と問題の所在

平安時代中期以降、土地の支配・用益（年貢の収取や土地の管理）を表す用語

9) 前近代を通じて最も一般的に見られる用語は「知行」であるため、本稿ではこの語で代表させる。

として、「領掌」「領知」「知行」「進止」「進退」等の語が見られるが、語の持つ意味や登場する時期には相違が認められる。これらの語は中世に引き継がれることから、古代から中世にかけての土地法の変化を理解する上での重要概念として注目された。

中田薫氏は領掌・領知・知行を「不動産物権の事実的行使」と規定し、進止・進退は同様の意味を有しながら、人に対する「公法上の支配権」としての意味を持つこともあったと論じた¹⁰⁾。石井良助氏は、「まず『領』という語がこの意味で使用され、ついで『領掌』の語が生じ、やや遅れて、『領知』及び『知行』という言葉が、領掌と同義に使用されるに至った」とし、平安時代には領掌が最も普通の用語であったという。次いで、進止・進退を「処分の権能」を内容とする概念と論じ、用益の事実としての領掌・領知・知行と対比されるものとした¹¹⁾。

他方、牧健二氏は、領掌・領知・知行の持つ「公法的」要素に着目し、「職員令の掌及び知を語源とする律令的法律語」で、政治的及び事務的支配や土地の私有を意味する、大和言葉の「シル」が「知」と「領」で表出されたものとする。それらはともに「権利（本権）の行使」を意味するとし、知行の私的支配の側面を強調する中田・石井両氏の研究との相違が見出される¹²⁾。

しかし上記の研究では平安時代と鎌倉時代の用例が区別されていないため、その後、平安時代の用例に基づく批判がなされる。

井ヶ田良治氏は、所領の私的支配に用いられる領掌・領知に対し、知行には本来的に事務・職務の執行の意識が基礎にあるという。知行は11世紀～12世紀前半には「事務・職務の執行」の意であり、12世紀後半以降、荘務・郡務・国務等の「職」の支配の意味に用いられるのと併行して、田畠所領の私的支配を表現する語に転用されたとする¹³⁾。

10) 前掲註3) 中田論文75～76、92頁及び4章。

11) 石井良助「中世進止考」(『国家学会雑誌』53巻7号、1939年)、同『日本不動産占有論——中世における知行の研究——』(創文社、1952年)2章、229頁以下。

12) 牧健二「知行の原始段階——律令的知行の成立及び本質——」(野村兼太郎博士還暦記念論文集『封建制と資本制』有斐閣、1956年)。

13) 井ヶ田良治「平安時代の知行について」(清水盛光・会田雄次編『封建国家の権力構造』創文社、1967年)。

また、梅田康夫氏は、領掌・領知が広義の私的処分に係わっており、進退・進止は使用・収益を本質的な内容とする観念という。「領掌・領知こそが田地の譲与や売買と密接に関係」するとして、石井氏の説を批判した¹⁴⁾。

以下、梅田氏の説を検討する。論点は様々であるが、主張の根拠の1つとされたのが次の史料である。

【史料1】僧頼禅家地売券（「東寺百合文書」平1392）

謹解 申_レ売渡_レ領地事

合拾陸丈陸尺陸寸^{東西五丈六尺五寸、南北三丈六尺五寸、}

（中略）

右件地、元者伊賀大進藤原基家之從_レ手、僧頼禅之買得領掌年久、而直依_レ有_二要用_一、充_二直米拾石絹肆百疋_一、売_二与_二典葉⁽⁸⁾生清原市清_一已畢、但至_二於本公驗_一者、依_レ有_二類地_一不_レ能_二副渡_一、以_二此新券文_一、為_二累代之公驗_一、可_レ被_二領掌_一、仍放_二券文_一如_レ件、

(1098)

承德二年三月五日

売人僧（花押）

僧頼禅が家地を清原市清に売却した際の売券である。梅田氏は、「売買の根拠および効力は領掌の移転にあるといってもよい」と述べ、「領掌・領知は近代法的な意味での単なる占有ではなく、それは一定の権限に基づく土地の現実的もしくは観念的な支配権として、譲与・売買等に関する私的処分権をも内包していた」とする。領掌・領知が所有と分離された近代法上の占有とは異なって、本権の存在を表示する意義を有していたことは首肯されるものの、領掌自体が「処分権」を内包していたというのは疑問である¹⁵⁾。

14) 梅田康夫「平安期の進退・進止について」（『金沢法学』32巻1・2号、1990年）。後掲【史料1】の解釈については、214～216頁。なお、佐々木宗雄「鎌倉時代の進止・知行について」（『文化史学』33号、1977年）によると、鎌倉時代の「進止」は「支配権」や権門間の支配権の帰属をあらわす場合に用いられる。

15) 例えば、長治元年（1104）7月20日東大寺八幡宮所司申状（「東大寺文書」平1620）では、訴訟の相手方の「非道領掌」の停止を求めており、「領掌」の事実を認めるものの、土地に対する「処分権」の存在を認めているわけではない。

上の史料で頼禪が所領を売却できるのは「領掌」の事実のみに根拠があるのではなく、藤原基家からの買得の事実が重要な要素である。買い手の清原市清の領掌も頼禪からの買得に基づくものであり、上の売券は権利の移転を明確にするために作成されたものに他ならない。従って、買得という本権の取得に基づく支配を「領掌」と称していることになる。

他に、保元2年(1157)7月4日僧教嚴家地充行状(「大東念記念文庫文書」平補88)に「僧教嚴相伝開發地也、然藤原中子永処分所也」とあり、「領掌」等の表記はなくとも、「相伝開發地」であることが処分の権原として強調される。知行の事実も含め、個々の土地の有している属性、すなわち、知行人と土地との関係性の総体が「処分権」を含めた土地の「所有」を表現している。

前近代社会において土地所有は、観念的・絶対的な所有権によって基礎づけられず、多様な由緒や規範意識に基づいて成立するものであった。訴訟では、権利(物権)の絶対的な有無ではなく、相対的な強弱が争われる¹⁶⁾。

梅田氏が述べるように、進退・進止が「使用・収益」と係わり、領掌・領知が売買・寄進・譲与等の私的な「処分」に係わる場面で用いられる特徴があることは認めうるが、近代的所有権を構成する要素をこのように分割して考察することの意義が問われよう。さらに、当該期の土地法において、領掌・領知・知行を正当に成り立たせる固有の根拠を問う必要がある。これに関して注目されるのが「理」(「道理」)の観念である。

2 知行と「理」の観念

平安時代の文書には、知行の根拠を「理」「道理」として明示する事例が多数見られる。これも進退・進止には見られない特徴である。例えば、「若有河原院領掌之理者、従彼之時領知也」(長保4年〈1002〉2月19日山城国珍皇寺領坪付案、「東寺百合文書」平421)、「依有旁理領掌、就中代々伝領」(延久6

16) 川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店、1949年)。ドイツ前近代法のゲヴェーレの持つ同様の特徴は、同「所有権の『現実性』——『観念的』所有権との対比において——」(『川島武宜著作集7巻 所有権』岩波書店、1981年、初出1942~1944、1959年)361頁参照。

年〈1074〉7月6日当麻三子所領売券、「東南院文書」平1098)、「件御厨義国雖有_レ領知之理_一、故利光神主同_二意家綱_一、不_二承引_一」(永暦2年〈1161〉5月1日官宣旨案、「久志本常辰反故集記所収」平4784)等とあるように、「領掌」は「理」そのものではない。土地支配とその根拠は分離して観念されており、いずれも「理」の語によって「領掌・領知の根拠・権原」を問題としていることが明らかである。

研究史上、土地支配の権原(本権)を示す語としては、史料にも多く見られる「由緒」の語が用いられてきた。中田薫氏は知行由緒を「知行の権原」として、相伝(譲与・処分・相続)、開発、恩給、年紀等を挙げた¹⁷⁾。また、石井良助氏は、「由緒」を知行の「主観的要素」を構成する「不動産物権の取得原因」と規定し、「諸国庄牧任_二相伝理_一、令_二知行_一者例也」と記す治承3年(1179)8月22日官宣旨(「東寺百合文書」平3885)を挙げ、この場合、「相伝」が「由緒」であると述べた¹⁸⁾。しかし、「理」が付されていることの意味について言及はない。次のような史料も見られる。

【史料2】安元元年(1175)8月日右近衛府牒(「桑幡文書」平3705)

(上略)府加_二覆審_一、^(所力)申有_レ実、任_二先例_一早被_レ留_二家道并重綱乱行_一、早被_レ停_二止_一国吉田畠相論之妨_一、元光如_レ本任_二先祖相伝理_一、令_レ領_二知件田畠_一、且任_二先例并宣旨同代々証文等理_一、可_レ知_二行牛屎郡司職_一之状、依_二大将宣_一、牒奏如_レ件、以牒、

相撲人大秦元光が田畠と郡司職への妨害停止を訴えた際の右近衛府の判決文書

17) 「知行の権原を由緒と称した(中略)これは通常は財産移転の権原たる相伝(譲与・処分・相続)買得及び質券(質流)の三者である。(中略)蓋しこれを以て知行の由緒となす所以は、それが権利移転の最普通の権原であるからである(中略)知行由緒は通常相伝・買得・質券の三権原であつたが、しかしこれ丈に限られたのではない。此外開発・恩給・和与(和解)・寄進等もあり、又年序もその一であつた」(中田薫「法制史漫筆6 知行由緒」〈同『法制史論集3巻下 債権法及雑著』岩波書店、1943年)、『日本国語大辞典【第2版】』(小学館)は、「物事を行なうとき、その正当性の裏づけとなる事柄。行動の根拠。特に中世、所領諸職を知行するいわれ」とする。

18) 前掲註11)石井著書34頁以下。

である。井ヶ田氏が「知行」と「職」の結び付きを示す史料として挙げたもので、氏は「田畠の領知と郡司職の知行をわけるのみでなく、領知の権原は先祖相伝理であり、知行の権原は、先例と宣旨、代代証文の公驗であるとしている」とし、「理」を「領知」「知行」の「権原」とみなしている¹⁹⁾。

「由緒」の用例は平安時代には「理」のそれと比較して少ない。双方が用いられた事例として、康治2年(1143)8月19日太政官牒案(「安楽寿院古文書」平2519)に「件庄八箇所、領主等或領掌年尚、或相伝有_レ理、各注_二由緒_一、寄_二入院家_一、仍任_二公驗理_一立券畢」とある。領主が長期間知行し、正当に「相伝」(承継)した荘園について、その「由緒」を記し、安楽寿院に寄進したことが記され、(その由緒に示された)「公驗理」に基づいて立券したという。「由緒」は具体的な事実・由来・文書等を示すのに対し、「理」はこの場合、立券を成り立たせる根拠を示す概念として用いられている。言い換えれば、「理」が(その当座の)正当性を表示するのに対して、「由緒」は、それを根拠づける「証拠」に近い意味で用いられている。

以上のように、「理」は権利主張や裁判等における認定の根拠を示す語として用いられたが、先行研究では平安時代の「理」の全体は論じられていない。以下では、権原(本権)としての意味をも有した「理」について考察する。

Ⅲ 「理」・「道理」の観念

1 「理」・「道理」の一般的用法

中世社会において「理」(「道理」とも。以下同様)²⁰⁾の語が普遍的な正義や規範を表す語として用いられたことはよく知られている。「道理」に基づく歴史叙述を謳う『愚管抄』や、「道理」に基づく立法とされた「御成敗式目」等に見られる「道理」の観念については、歴史学・法制史学だけではなく、宗教学、倫理学、思想史学等、様々な分野から研究が蓄積されてきた²¹⁾。法制史学の近年の

19) 前掲註13) 井ヶ田論文16頁。

20) 「道理」の語が多く用いられる鎌倉時代に対し、平安時代には「理」の用例が多いため、本稿では「理」の語で代表させる。

研究では、新田一郎氏が「公平」「正義」を表すとされてきた「道理」の規範としての意義を大きく見直す見解を提示している。すなわち、氏は、「『道理』とする言明そのものは、具体的な内容を持たず、判断の実質に関わる根拠を、他の判断をさしおいて与えるものではない」「主張の数だけ『道理』が存在しうる」とした上で、「道理」は「法的事実」とは区別される、「『ナマの事実』についての温情ある顧慮を求めるもの」とし、「道理」の沙汰を権門内部の「親疎」によらない、「諸権門と鎌倉幕府との関係の構造に立脚したもの」としている²¹⁾。

しかし、上記の研究は鎌倉時代前期の検討が中心であり、その前提をなす平安時代の「道理」についての検討がなされていない。貴族層の意識については、龍福義友氏が貴族の日記を素材に、その思考・行為の基準・規範が、平安時代中期には「先例」・「故実」を中核として概念構成される《例》であったが、末期には「道理」・「理」に代表される、「ことがらの本来的性格に基づく論理的要請」である《理》に変化すると論じた²³⁾。また、除目は「道理」によって行われるべきとの貴族層の意識について曾我良成氏の研究²⁴⁾がある。

21) 牧健二「御成敗式目と道理の意識」(『法学論叢』39巻2号、1938年)、田村芳朗「日本中世における道理の観念——道法律爾と自然法爾——」(『田村芳朗仏教学論集1巻 本覚思想論』春秋社、1990年、初出1965年)、佐藤正英「中世における道理——『愚管抄』を中心に——」(金子武蔵編『日本における理法の問題』理想社、1970年)、辻本弘明「武家社会の規範——『道理』と『不道理非』——」(同『中世武家法の史的構造——法と正義の発展史論——』岩田書院、1999年、初出1974・1975年)、相良亨「日本人の道理観」(『相良亨著作集5巻 日本人論』ペリかん社、1992年、初出1983年)、竹下賢「道理と法の支配——比較法思想史的な一素描——」(『関西大学法学論集』41巻5・6号、1992年)、菅野覚明「武士の倫理と政治——中世の『道理』をめぐる——」(荻部直ほか編『日本思想史講座2 中世』ペリかん社、2012年)等。「御成敗式目」における「道理」と公平・正義との関係については、水林彪「近世的秩序と規範意識」(相良亨ほか編『講座日本思想3巻 秩序』東京大学出版会、1983年)、同『天皇制史論——本質・起源・展開——』(岩波書店、2006年)注36、等参照。

22) 新田一郎「日本中世の紛争処理の構図」(歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、2000年)78頁、同「社会的『決定』の手続と『法』——《例》の作用をめぐる——」(院政期文化研究会編『院政期文化論集1巻 権力と文化』森話社、2001年)92頁以下、同「道理」(山本博文編『歴史学事典9巻 法と秩序』弘文堂、2002年)、同「律令・式目——『法』テキスト注釈の非『法学』的展開——」(前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎、2011年)等。引用は、「道理」441~442頁。

23) 龍福義友『日記の思考——日本中世思想史への序章——』(平凡社、1995年)。

24) 曾我良成「除目の『道理』」(『名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇』27巻1号、1990年)。

しかし、平安～鎌倉時代により広く用いられるのは土地支配やそれをめぐる紛争の際の「理」「道理」である。「理」は貴族層のみではなく、社会的に広く共有された観念であって、所領経営に携わる在地領主・荘官、百姓層や、彼らの紛争の裁許を行う各裁判機関等の意識・観念としても見られるものである。

この問題についての専論は見られないので、まず、辞書の記述を確認したい。『日本国語大辞典』〔第2版〕(小学館)の「どうり【道理】」の項²⁵⁾に次のような説明がある。

- ① 物事のそうあるべきこと。当然のすじみち。正しい論理。
- ② (形動) すじが通っていること。当然であること。もっともであること。
- ③ 訴訟で、自分の側を正しいとする主張。
- ④ それぞれの分野での正しいあり方や筋道。ある事柄に関して正当性があること。その事柄を表わす語の下に添えて、「…道理」の形で用いられることが多い。
- ⑤ 特に、文書に明証があること。「文書道理」と熟することが多い。
- ⑥ 人間として守らなければならない道。

本稿の検討にとって重要なのは、発生した時期も古いとされる①と、現代語との相違を述べる④の用法である。

①は普遍的な正義や規範を意味する用法である。早い用例としては、『続日本紀』養老2年(718)4月癸酉条等が挙げられ、奈良～平安時代の格式の中にも用例が多く確認できる(『類聚三代格』・『政事要略』等)。なお、平安時代に同様の意味を持つ語として、「理致」²⁶⁾・「正理」等²⁷⁾の語もある。

土地制度に関係する用例は、冒頭で述べた荘園制の段階に応じて次のような局面で見られる。

25) 『日本国語大辞典』の「理」の項目に下記と同様の記述はない。

26) 「理致」は、諸橋徹次『大漢和辞典』(大修館書店)によると、「道理に適った趣。すぢみち。わけ」の意味で、『晋書』王祥伝、『顔氏家訓』等に用例がある。

27) 「憲法」「正道」といった言葉も同様の意味を持つ言葉である。

A 租税・課役の免除

官省符や「基準国図」に基づく免除領田制関係の史料等に見られるものであり、天徳4年（960）8月25日東寺符案（「東寺百合文書」平274）は、東寺が成願寺からの訴えに基づいて伊勢国大国荘司に課役の停止を伝える文書だが、「（成願寺牒状）『任_レ理被_レ判_レ免』者、所_レ仰如_レ件、庄司宜_二承知行_一〔之〕、於_二坪付_一、任_レ理可_二免除_一』とある。東寺は、施入された土地であるとの成願寺の主張を「理」と認めて免除する。

他に、仁安2年（1167）閏7月17日興福寺領河内国若江荘田堵等解（「興福寺本信円筆因明四相違裏文書」平3429）には「早任_二道理_一、被_レ停_二止非道之役_一者、将_レ仰_二正道貴事_一矣」とあり、国衙の不当な（先例に背く）課役の停止が「道理」に適う処置であると訴えている。

B 荘園の立券

承保3年（1076）9月10日大和国高市郡司刀禰等解案（「東大寺文書」平1134）に「任_二次第公験調度文書理_一、在地郡司諸郷刀禰等、任_二道理_一立券言上如_レ件」とある。立券は「道理」に基づいてなされた。但し、立券の場合には、この文書でも見られるように、「公験」・「相伝」等の「理」に基づいて行うと記述される場合が多い。この点は後述する。

C 裁許

相論において、当事者が自らの主張を「道理」と主張する事例が多数見られる。例えば、承保3年（1076）5月25日官宣旨案（「東寺文書」平1131）が引用する東寺の解状には「為_二延曆寺末寺_一年月何比哉、仍官省符并寺牒案文、謹以進上、望_二請官裁_一、任_二道理_一、被_レ裁許」とある。応保3年（1163）3月日大和国宇陀郡神戸検校玉造有里解（「陽明文庫所蔵兵部記仁安二年十一月巻裏文書」平3252）には、軍兵を率いて住宅に打ち入った相手方を訴える際に、「就中有_二道理_一者、任_二憲法_一可_レ致_二沙汰_一之处二、偏巧□□相_二具随兵_一」等とあり、「理」に基づく訴訟等と自力救済とが対比されている。「理」の主張・認定は刑事裁判の裁定において用いられる場合も見られる²⁸⁾が、ほとんどが土地をめぐる裁判の

事例である。

D 「職」への補任

「職」への補任の際に「道理」が根拠とされる場合である。

寿永2年(1183)9月27日後白河院庁下文案(「仁和寺文書」平4107)に、「令_レ寄_二進法金剛院御領_一畢、仍任_二道理_一、被_レ補_二任預所職_一之處」とある事例等が見られる。

以上、普遍的な正義や規範を表す「理」・「道理」の用例を見たが、免除・立券・裁許・補任等における権力の判断の規準・準則として用いられている。「理」の観念にはこうした一般的な用法に加え、具体的な内容を有する用例が存在する。次に、それらの用法を検討する。

2 土地支配における「～理」・「～道理」(個別的用法)

前掲の『日本国語大辞典』は④の用法に関して、「この語は、古くは正当性の基準をかなり具体的に持つことがあった。たとえば、除目における『道理』の場合、才能・芸能・栄華・年労・戚里といった、人事の基準を示すものであって、一般的・普遍的な正当性を示すものではない。従って、一般的・普遍的には不当と思われることでも、個々の分野の基準としては『道理』になり得るわけである」と説明する²⁹⁾。

本稿で注目したいのは、領掌・領知・知行について、個々の基準として、「～理」・「～道理」と表記される、「理」・「道理」の用法である。

事例は、「文書道理」とある寛弘8年(1011)の法務大僧正雅慶房帖案(「東大寺文書」平460)を初見とし³⁰⁾、11世紀半ば以降、多くの事例が確認できる。「申状之理」「領知之理」といった用例は除き、『平安遺文』古文書編に収録された170例程の事例を一覧にしたものが末尾の【表】である。

28) 天喜4年(1056)4月23日東大寺所司大衆等解案(「東南院文書」平795)、仁安4年(1169)2月日興福寺僧基暁解(「興福寺本信円筆因明四相違裏文書」平3497)等。

29) 同一の内容を記す前掲註24)曾我論文も参照。

これによると、「理」が問題とされる事項は、立券、譲与（譲渡）、免除、弁済、補任、訴訟・裁許、証判、認可、注進（勘文・問注・実検）等であり、所領所職をめぐって、訴陳状や判決文書をはじめとする訴訟関係文書の中に現れることが大きな特徴である。所領紛争の問題が「理」の観念の生成・展開と密接に関わる点を強調したい。

朝廷の訴訟の場をはじめ本所や在地領主層の法廷でも用例があり、畿内近国だけではなく、中国・九州・関東での事例も見られる。階層も荘園領主から在地の農民層も含めて広汎である。対象地は、荘園全体の領有に関するものから、郷・別符といった単位、田畠や開墾地まで幅広く、官物・臨時雑役や加地子、荘園所職や寺院の別当職等も対象に見え、当時の所領をめぐる相論一般で「理」「道理」が問題とされていたと言えよう。

【表】の番号 (No.) と史料を示しながら、内容を分類すると以下ようになる。

A 「公験」の「理」

「田地領掌之道、以_レ公験_ニ為_レ本」(No. 63 等) なる周知の法諺が象徴するように、平安時代には、土地所有を文書の所持によって表示する「文書主義」の観念³¹⁾が存在していた。

「公験」は国家発給文書や土地の公的な認証文書等を意味する。奈良時代には国司が発行する墾田の開墾許可証であり、10～11 世紀には官省符・資財帳、国

30) 菅野文夫「中世的文書主義試論——中世土地証文の成立に関する一考察——」(『岩手大学教育学部研究年報』50 巻 1 号、1990 年) 11 頁。菅野氏は文書の所持が土地所有において決定的な意味を持つ「理」に高められた点に注目している。なお、承和 11 年 (844) 11 月 26 日河内龍泉寺資財帳写(『春日神社文書』平補 248) に「宗岡公重任_ニ公験相伝_ニ之_レ、田地領掌_ニ行_ニ寺務_ニ」とあるのが『平安遺文』の収録文書中の初見だが、他の事例と比較して際立って古く、当時のものとは考えがたい。『平安遺文』編者も「本書検討を要す」と付記している。

31) 山田渉「中世的土地所有と中世的所有権」(1983 年度歴史学研究会大会報告『東アジア世界の再編と民衆意識』、1983 年)、菅野文夫「本券と手継——中世前期における土地証文の性格——」(『日本史研究』284 号、1986 年)、上杉和彦「中世的文書主義成立に関する一試論——国司庁宣の副状について——」(同『日本中世法体系成立史論』校倉書房、1996 年、初出 1987 年)、西谷地晴美「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」(同『日本中世の気候変動と土地所有』校倉書房、2012 年、初出 1989 年)、前掲舘 30) 菅野論文、等。

判、国郡刀禰判等、「公的機関の承認を得た証験」として、坪付または坪付四至を有した。これらは国家管理の台帳ではなく、土地所有の認定を受ける側が保持する証文である³²⁾。

11世紀後半以降、「公験」という「理」に基づいて、立券や、返付・妨害停止の裁許等が行われている。事例を挙げたい。

【史料3】康平2年(1059)7月27日大宰府政所下文案(No.12)

「在御判」

政所下 左郭司

応_レ令_テ任_ニ流記帳公験理_一、観世音寺領_上掌_上学校院東小路東地二段事、
右、権中納言兼中宮権大夫都督藤原卿宣、件地二段、観世音寺与_ニ学校院_一互
成_ニ相論_一、仍令_レ比_ニ校両方公験_一之处、学校院公験以_ニ天禄四年四月十日_一立_ニ
烧亡日記状_一注載云、四至東限_ニ松埒小溝_一者、観世音寺公験以_ニ寛平五年十一月一日_一付_ニ朝集使_一進_レ官資財帳也、為_ニ流記帳_一尚以置_レ之、其状注_ニ載四至_一、
西限_ニ松岳并学校東小道_一者、計_ニ其年限_一寛平以降天禄以往隔_ニ八十箇年_一、但
以_ニ去長曆二年_一成_ニ相論_一之日、観世音寺依_レ不_レ進_ニ寛平流記帳_一、彼時学校方
給_ニ下文_一云々、今比_ニ校件流記帳_一、前後勝劣非_ニ一同論_一、然則任_レ理以_ニ観世
音寺_一永可_レ令_ニ領掌_一之由下知者、所_レ仰如_レ件、宜_レ承知、依_レ件行_レ之、

権大監豊島真人在判

(以下、署判・日付は略す)

学校院東小路東地2段をめぐる観世音寺³³⁾と学校院の相論に対する大宰府の裁許状である。両方の「公験」が「比較」され、観世音寺は、寛平5年の「流記帳」を提示し、学校院は天禄4年の「焼亡日記状」を提示した。判決は、観世音寺の有する「公験」の「理」に基づき(「任_ニ流記帳公験理_一」)、その領掌を認可

32) 10~11世紀における「公験」の意味や機能の変化については、佐々木宗雄「平安中期の土地所有認定について」(同『日本王朝国家論』名著出版、1994年、初出1982年)参照。

33) 観世音寺については、九州歴史資料館編『観世音寺 考察編』(吉川弘文館、2007年)等を参照。

する内容である。双方の「公験」を「比較」とあるので、「公験」は相対的な効力を有するにすぎず、一義的に権利関係を表現する文書ではないと言える³⁴⁾。

【史料4】 関白左大臣家政所下文案 (No. 17)

関白左大臣家政所下 大和国高市郡司并在地刀禰等

可_下早使者共弁_三決彼此相論_一、任_三本公験并処分帳理_一、立券進_上越後権守業房朝臣訴申所領喜殿庄田畠山野等事、

在高市郡

副_三下本公験并処分帳及女子領四至注文等_一、

使案主当麻助親

右、業房朝臣今月三日解状稱、件庄田畠山野等元者故肥前守源朝臣頼房所領也、而去延久六年八月之比、相_三副本公験条里坪付等_一、所_レ充_三給女子并業房等_一也、隨則任_一処分帳_一、擬_三領宰_一之処、件処分田畠等入_三交女子之分_一、成_三相論_一者、被_レ下_三遣政所 御使_一、在郡司等相共、任_三本公験并処分帳_一、被_レ糺定給_一者、將_レ断_三相論_一者、所_レ仰如_レ件、在郡刀禰等承知、任_三公験理_一、早令_三立券進_一、公験有_レ限、不_レ可_レ阿容_一、故下、

承保三年九月三日

案主中臣近季

(以下、署判略す)

これによると、延久6年8月頃に源頼房は業房と女子に公験等を副えて所領を譲与したが、所領が複雑に入り組んでいた。業房は「本公験并処分帳」に基づく立券を訴え、関白左大臣家政所は「本公験并処分帳理」・「公験理」によりそれを郡司・刀禰等に命じている。9月10日にこの下文が到来したことが大和国高市郡司解によって報告され(案、「東大寺文書」平1133、No.17)、同日付の高市郡司刀禰等解(案、No.18)で女子分と業房分の立券がなされた(「任_三次第公験調

34) 「公験」を「相対」といった表現は、この史料以前にも、正暦2年(991)3月12日大和国使牒(「東南院文書」平347)や、「件田畠者、元慶三年絵図并田籍之面、既注_三珍皇寺所領之由_一、若可_レ在_三河原院領掌之理_一、可_レ対_三檢所帶公験_一」とする長保4年(1002)2月19日山城国珍皇寺領坪付案(「東寺百合文書」平421)等に見られる。

度文書理_一〕。この事例では、「公験」に加えて、「処分帳」が認定の根拠である。

「公験」の「理」は、荘園領主（本所）の保有する荘園の知行認可・裁許や立券等、高次の所有を根拠づける際に用いられることが多い。「公験」の実体は、「代々国判」（No.27）をはじめ、栄山寺領の官省符（No.52）や東寺領大山荘の承和12年（845）の官省符（No.55）等が見られる。

しかし、以上のような「公験」の「理」の主張・認定は11世紀には多く見られるものの、12世紀以降、減少していく。それに伴い様々な内容を持つ「理」が見られるようになる。

B 「文書」・「証文」の「理」

12世紀以降の文書には、「公験」の「理」に代わり、「文書」や「証文」の「理」といった表現が一般的となる。むろんそれらが「公験」を含む場合もあるが、それを「公験」の「理」と呼ばないことにこれ以前とは異なる状況があると思われる。

【史料5】藤原太子解（No.143）

「任_一文書之理_一、可_レ耕_二作_一之_一、
（字佐公通）
（花押）」

藤原太子解 申請 御館御裁事

請_レ被_レ殊蒙_二鴻恩_一、任_二次第証文理_一、裁定_上肥前国杵嶋北郷大町宮御領
福面村田畠子細状

副進

本公験五通

沽券一通

右、謹_レ檢_二案内_一、於_二件田畠_一者、本公験等去_レ仁平二年正月廿七日買得之後、令_二領掌_一之間、親父故執印通良不慮之外、令_二死去_一畢、其後如_レ本可_レ致_二沙汰_一之_レ処、或成_レ恐_レ或致_レ悲間、忘_二此沙汰_一、所_レ送_二年序_一也、而於_レ今者、雖_レ為_二狭少之所_一知、依_レ令_レ帶_二公験_一、所_レ令_レ言_上也者、自_レ昔至_レ今、田畠領掌之道、以_二公験_一為_レ先、然者幸遇_二正直之御務_一、乍_レ持_二証文_一、盍_二訴_一申

此由_二哉、尤可_レ有_二 御景迹_一而已、望_二請 鴻恩_一、任_二解状_一、早有_二 御裁定_一者、弥仰_二憲法之貴_一知_二道理之不_レ空矣、仍勒_二在状_一、言上如_レ件、謹解、
(1 1 6 7)
 仁安二年四月 日 藤原太子

宇佐宮領の肥前国杵嶋北郷大町宮御領福面村田畠について、「次第証文」という「理」に基づき耕作権を訴える藤原太子の解である³⁵⁾。太子は、仁平2年に買得し、父藤原通良が平治元年(1159)に反乱を起こして死去した後は沙汰をせず経過した(「送_二年序_一」)が、公験を所持しており、現在は好機(「幸遇_二正直之御務_一」)であるので裁定を得たいと述べる。訴えを受けた宇佐宮大宮司の宇佐公通は、外題に花押を据え、太子の所持する「文書之理」に基づいてその耕作権を認めた。

この史料について上横手雅敬氏は、「無沙汰のまま年序を送った太子が、その理由によって所領を失うことを恐れて申請したもので、「年序は土地領掌の証拠としては、公験と同等またはそれ以上の効力をもちはじめていた」と述べた³⁶⁾。たしかに太子は沙汰をせず年月が経過した事情を述べ、「景迹」による裁定を求めており、年紀による権利の喪失を懸念してはいるが、太子の主張と宇佐公通の判断はむしろ「本公験」「沽券」という「公験」・「文書」の所持を重んじたものである³⁷⁾。

「文書」「証文」の示す対象は様々であり、「次第文書」が譲状や処分状(No.94)、「文書」が「度々官符宣旨」(No.110)、「証文」が譲状(No.121)をそれぞれ示す事例が見られ、固有の文書に「理」を付ける事例(「依_二大殿政所下文理_一」、No.58)もある。

これらは、権力の認可に基づく本権の表示の一元性がなくなった段階において

35) 【史料5】については、『太宰府市史 中世資料編』5号の解説も参照。

36) 上横手雅敬「鎌倉幕府法の性格」(同『日本中世国家史論考』塙書房、1994年、初出1960年)36~37頁。

37) 吉田徳夫氏も上横手氏の解釈を疑問とし、『「伝領有実」の文言から年紀を経た知行の正統性の主張を読みとることは適当ではなく、由緒をもつ知行の正統性を読みとるべき」と述べるが(「知行年紀制と文書年紀制」〈『ヒストリア』108号、1985年)20頁)、この史料に「伝領有実」の語はなく、前後の文章の関連は不明である。

各種の文書の示す「理」が当該訴訟において有効な知行の根拠として主張・認定されたものと考えられよう。

C 「相伝」の「理」

「公験」の「理」の減少に伴い、譲与・売買等による権利の取得を意味する「相伝」³⁸⁾の「理」の用例が増加する。「相伝」の語は平安時代初期から朝廷の法制用語として見られる³⁹⁾が、先述した石井良助氏の提示した史料（「諸国庄牧任_二相伝理_一、令_二知行_一者例也」）が示すように、知行の「理」として一般的に用いられた。「相伝」は譲与・取得を意味することが多い。荘園公領の知行に関わるものから、小規模の田畠や開墾地についても「相伝」が主張・認定された。

「相伝」については、吉田徳夫氏の研究があり、相伝を「道理」とする動向において、世襲的所有を特徴とする私領が成立し、さらに寄進契約の中においては寄進主側に子孫相伝権が留保され、譲与に基づいた土地所有の形態が平安末期に確立したとする⁴⁰⁾。

以下ではこの指摘を踏まえ、「相伝」と「理」の関係を中心に検討する。問題とされる事項や対象地は様々であるが、11世紀には、立券の事例が多い。伊賀国名張郡の箭川（矢川）荘の事例では、僧都覚源房が「前相伝文書之理」に基づいて立券を申請し、伊賀国衙に認められている（No.4）。その後、この矢川と中村⁴¹⁾をめぐり、領主の藤原保房と国司藤原清家の相論が起きる。判決文書から双方の主張と判決内容を見たい。

【史料6】 応徳元年（1084）3月22日官宣旨案（No.32）

（藤原保房の「奏状」）

38) 「相伝」の意味については、新田一郎『「相伝」——中世的『権利』の一断面——』（笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』吉川弘文館、1992年）参照。

39) 承和6年（839）閏正月25日太政官符・延喜2年（902）3月13日太政官符（『類聚三代格（新訂増補国史大系）』〈吉川弘文館〉607～609頁）等。

40) 吉田徳夫「職相伝の研究」（『法制史研究』33号、1984年）。

41) 伊賀国名張郡矢川・中村の支配や伝領については東大寺領黒田荘の研究と関係して多くの蓄積がある。以下、新井孝重『東大寺領黒田荘の研究』（校倉書房、2001年）等を参照。

件二箇庄、元者当麻三子先祖相伝之領所也、故薬師寺別当隆経従三子之手所買得也、随則彼時国司藤原朝臣親房立券与判畢、在地郡司刀禰等証署文以炳然也、其後領掌之間、敢無他妨、然間、隆経卒去之刻讓与於保房、又了、保房依為隆経同母弟也、次第相伝之理、敢無疑殆、於是当任国司初任以後、以件庄恣成別保、不令知本主、謂其所為、全無理致、官物租税之外、何妨領主之進退哉、(中略)望請天裁、任公驗理、被下宣旨、永停止国司妨領掌件庄、

(国司藤原清家の「陳状」)

件処是数代之間為公田、勤仕国役、專不可得庄号、称庄園者、依公驗相伝、数代免判、証拠分明、所口之号也、(中略)就中、新制官符者、縦雖有数代之免判、或雖寛徳以前之庄園、有妨国役之日、須随停廢也、況乎件所更無数代之免判、專不可得庄号、又清家初任以後、為別保之由、是尤無実也、(中略)件文書等、是非手次之公驗、又非証驗之文、(中略)爰檢件文書等之体、全非国郡之立券、是可謂不分明之文書、田畠領掌之道、可依公驗之証拠者也、(中略)然則縦若雖有慥公驗、依有妨国務、尤須随停止、何況全無指公驗、相伝理不分明、

(判決)

件所領、宜仰彼国、令保房領^(ママ)掌、但於官物者、弁^(ママ)济国掌、

藤原保房の訴えによると、矢川・中村は、当麻三子（藤原実遠の孫）の先祖相伝の所領であり、薬師寺別当隆経が買得し、当時の国司藤原親房が立券・承認した莊園である。隆経が死去する際に同母弟の保房に譲与し、「次第相伝之理」は疑いないところだが、現任の国司藤原清家が別保にする等の妨害を起こしており、「公驗理」に基づく停止を訴える。

これに対し国司藤原清家は、数代の国司免判を得た土地が莊園であるとして、保房の所持する証文の効力を否定する。さらに、国役・国務の妨げになる場合、「公驗」を所持していても莊園を停止すべきである。まして保房の証文は公驗には値せず（「非手次之公驗、又非証驗之文」「非国郡之立券」）、「相伝理」

も明らかではない等と反論する⁴²⁾。

判決は保房の領掌を認可し、官物の国衙への弁済を命じる⁴³⁾。判決理由は文書に明記されていないが、「公験」の所持と、本主から正当な譲渡を受けたという「相伝」の「理」が決め手であったと推測される。

というのも、上の判決の2年前の永保2年(1082)12月にも陽明門院庁下文案(No.28)で保房の訴えを「理」とし、国司の妨害停止が命じられており、その際は、「所帯公験并国司庁宣調度文書等理」に基づいて保房の知行が認められているからである。この裁許と同様に「公験」を正当な譲渡によって受け継いだことが重視されたと考えられる。

また、「代々相伝之理」等を主張する嘉応元年(1169)の伊賀国黒田荘柚工安倍三子解(No.147)には「相伝既渡_レ於三代_一、年序又及_レ五十年_一也、但於_レ調度文書等_一者、為_レ盗人_一被_レ取失_一畢、其旨在地顯然乎、爰貞成俄称_レ有_レ旧文書_一、度々雖_レ令_レ言_レ上子細_一」とあり、「相伝」を示す「調度文書」は盗まれたという。しかし、三子が「道理」である旨、すなわち「相伝」という事実を荘官らが起請しており、「相伝」の「理」は書証がなくても人証により主張されうるものであった。

次いで、武士関係の事例を見たい。中世武士の所領支配において「先祖相伝」が重視されたのは言うまでもないが、平安時代末にはそれを「理」とする事例が見られる。

【史料7】 島津荘別当伴信明解(No.166)

「於_レ件山田村_一者、任_レ相伝之理_一、可_レ令_レ領_レ掌信明_一之状如_レ件、
前越中守平(花押)」

42) 吉田徳夫氏は、「土地所有上の道理には公験と相伝との二つがあり、ここでは各々がその一つずつの道理を主張している」と述べるが(前掲註40)論文71頁)。保房は「相伝」の「理」に加え、「公験理」もあわせて主張しているので、適切な解釈ではない。

43) 佐々木宗雄氏によると、「官物」は12世紀以降、荘園領主に納める税の意味をも持つようになるという(「院政期の国家と権門——荘園公領制の成立——」〈前掲註8〉著書)253頁以下)。この事例では国衙に納める税の意味である。後白河上皇の時代には、矢川・中村をはじめ名張郡の東大寺領出作新荘は不輸の所領とされ(承安4年〈1174〉12月13日後白河院庁下文案(No.154))、領域的支配が行われるようになる。

島津御庄別当散位伴信明解 申請 留守所裁事

請_レ被_下殊任_ニ且解状之旨_一、且依_ニ先祖相伝之理_一御裁許_上、御庄御領薩摩国薩摩郡内山田村者、信明先祖相伝之所領也、然不慮外信明父信房時、同国佳人忠景企_ニ無本_一尅、被_ニ押領取_一以後、不_ニ領知_一不当愁状、右、謹檢_ニ案内_一、件所領者、信明先祖相伝所領也、然代々領掌間_ニ他妨_一、隨無_ニ異論_一、然薩摩国住人故忠景、企_ニ無本_一、権門御領云御庄国衙召物云、押取尅、忠景舍弟忠永件所領押取間、(中略)忝押領条、言語不_レ及事也者、恩裁被_レ停_ニ止兼宗非道沙汰_一、依_ニ先祖相伝之理_一、為_レ被_ニ御裁判_一、子細言上、以解、

(1183)
寿永二年八月八日

別当散位伴信明_上

伴信明は押領を受けている山田村の保全を「先祖相伝之理」に基づいて薩摩国留守所に訴えた。押領の当事者とされる兼宗は弁済使職の人物である。外題を見ると、留守所が「相伝之理」に基づいて信明の知行を認めている。

寺院では師弟間の相続について、「相承」・「付属」等の語が用いられる。久安4年(1148)2月29日僧信慶讓状(「関戸守彦氏所蔵文書」平2642)に「件院家者、大僧都經救所_ニ結構_一也、(中略)所_レ付_ニ属信慶_一也、次第相承、付属有_レ限矣、五代相伝之間、領掌無_レ妨、仍相_ニ副代々_一文書、所_レ讓_ニ与大法師覚長_一如_レ件」とあり、僧信慶は經救以来、「次第相承」「五代相伝」であるとした上で覚長に讓与した。前主から讓与を受けたことが領掌・処分の根拠である。

D 権利の移転・讓渡文書の「理」

「相伝」に近いものだが、前の権利者から正当な手続を経て讓渡を受けたことを示す文書を「理」とする場合がある。例えば、「処分之文」(No.14)は処分状、「寄文」(No.93等)は莊園寄進の際の寄進状、「文契」(No.159)は讓渡文書、等の事例が見られる。

E 「譜第」の「理」

「依_ニ譜第_一、補_ニ任箕曲郷人長職_一」(No.120)のような用例が見られる。「譜

第」とは、『日本国語大辞典』に「②一つの家系で、代々ある地位・職業・技芸などを継ぐこと。また、その家柄。世襲」とある。「譜第」を「理」とする事例では、その対象に、「木津木屋預之職」(No.6)、「郡務」(No.36)、「下司職」(No.123)とあるように、「職」の補任や補任の申請の際に多く見られるのが特徴である。代々その職を務めた家系の者を補任することが「理」とされる。

F 「嫡子」・「嫡々」の「理」

相続人の地位を示す「嫡子」は、蔭位を中心とする出身法と財産相続法に関して律令の中に規定がある。中国の嫡子制は単独継承の原理と嫡系継承の原理の二要素があり、日本律令はこれとは異なる特徴を示しながら、子孫優先制と長子優先制を原則とすることで、「イへ」の創出を先取りしたと言われる⁴⁴⁾。

11世紀後半以降、「嫡子」による所領相続を「理」とする表現が見られる。

【史料8】安芸国惣判官代藤原頼方讓状 (No.22)

讓与 三田・風早兩郷

散位藤原朝臣頼成

右、件兩郷、以_二嫡子之理_一、且所_二讓与_一、如_レ件、

⁽¹⁰⁷⁸⁾
承曆二年十月三日

^(頼方)
惣大判官代藤原朝臣 (花押)

^(俊輔)
大介源朝臣 (花押)

藤原頼方が三田・風早兩郷を嫡子の頼成に讓与した際の文書である。文書の奥には安芸国司源俊輔が署判しており、讓与を承認する意味を持つ。この史料は安

44) 吉田孝「律令時代の氏族・家族・集落」(前掲註1)著書)167頁以下。令に規定された嫡子制については、義江明子「日本令の嫡子について——戸令応分条の再検討のために——」(同『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、1986年、初出1980年)、中国の嫡子制については、滋賀秀三「『承重』について」(『国家学会雑誌』71巻8号、1958年)、平安時代以降の嫡子制については、中田薫「中世の家督相続法」(同『法制史論集1巻 親族法相続法』岩波書店、1926年、初出1918年)、石井良助「長子相続制」(同『法制史論集5巻 日本相続法史』(創文社、1980年、初出1950年)、高橋秀樹「中世的『家』の成立と嫡子」(同『日本中世の家と親族』吉川弘文館、1996年、初出1991年)等を参照。

芸国高田郡の在庁官人で郡司の藤原氏に関する研究で注目されてきたものだが⁴⁵⁾、ここでは、「嫡子」の「理」という譲与の根拠に注目したい。

「嫡子之理」は「嫡々之理」とも表現される。例えば、大治5年(1130)大江仲子解文案(No.94)は、大和国山口荘と相模国早川荘について、「次第文書理」に基づいて相続権を主張する内容だが、妨害している有経(以実)は「嫡々之理」により父公仲から譲与を受けたが(「依_レ有_二嫡々之理_一、譲_二与男以実_一了之状許也)、有経は実子ではなく、相続人としても不適格であるという(「有経者、非_二実子_一、本名以実、雖_レ立_二嫡子_一、不運無才)。このように「嫡子」は実子ではない場合もあり、次男を「嫡子」に定める場合もある(No.117)。他に「嫡男」・「嫡女」、寺院では「嫡弟」の語も見られ、いずれも相続人の地位を表示する語である。

また、【史料8】は被相続人が「嫡子」への譲与を「理」とする事例だが、相続人が自らに「嫡々」の「理」があると主張する場合もある。

【史料9】 応保3年(1163)3月日大和国宇陀郡神戸檢校玉造有里解(No.135)

(上略)有直為_二非姓他人_一テ、致_二檢校相論_一問、去十二月比、率_二数多軍兵_一テ、打_二入神主有里カ住宅_一、追捕色々□□、(中略)彼有直ハ、故有国之従者也、又有里ハ故有国之孫有時之嫡子也、而任_二嫡々理_一、被_レ補_二檢校職_一之處也、(中略)有里任_二嫡々相伝之理_一、被_レ補_二檢校_一之□□、(下略)

檢校職への有直の妨害について「殿下政所」の裁定を求める有里は、檢校職の相続の根拠を「嫡々理」に求め、有直は「非姓他人」で、本主の有国の従者にすぎず、相続権はないと非難する。父祖に連なる嫡流の子孫であることが職を相続し支配する資格と考えられたのである。

なお、寺院の別当職の補任について「氏」の「理」(No.51)の表現も見られる。

45) 山田渉「安芸国高田郡司とその所領寄進——文書の流れの再検討を中心として——」(『史学雑誌』90巻1号、1981年)、吉村晃一「安芸国高田郡司藤原氏についての一考察——近年の『偽文書論』によせて——」(『史学研究』215号、1997年)等。

G 「開発」の「理」

所領に対する働きかけの事実を「理」と称する場合もある。開発がその1つである。残存事例では、僧が開発した土地について「開発」の「理」を主張するものがある。

【史料10】僧頼智解 (No.85)

御房人僧頼智解 申請 東南院 御室政所裁事

請_レ被_レ殊蒙_三 恩裁_一、任_三数年開発領掌_理、_レ糺_三返_一給房敷地三間跡_上、為_三僧能徳_一、令_レ沽_三却_一他人_一、不安愁状、

右、謹検_三事情_一、件房敷地、頼智開発之後、領掌已經_三年序_一之間、能徳出来、房所三間許跡、依_三乞請_一、令_レ借_レ宿処_ニ、不慮外称_下令_レ沽_三却_一能徳_一之由_上、横他人出来、俄令_レ糺_一際目阡陌_一企_三破取_一条、全以敢不_レ知_三其理_一、件故能徳不_レ出_三請文_一、随又不_レ行_三宛文_一、以_レ何為_三証験_一企_レ令_レ買_三領知_一哉、田地領掌之道、以_三公験_一為_レ宗、空売買兩人、至_三于謀計_一何事如_レ之哉、為_三亡目頼智愁過_一斯莫_マ、望_三請 恩裁_一、早任_三道理_一、被_レ停_三止能徳謀計_一、被_レ令_三頼智糺返給_一者、将仰_三 正道之貴旨_一、仍注_三在状旨_一、以解、

天治元年五月七日

僧頼智法師

頼智が房敷地を開発した後、長期間領掌していたが、僧能徳から同地の売却を受けたと称する者が現れてきた。「相伝」の「理」の主張と言えよう。頼智は、その売買は「証験」もない「空売買」であり、両者の策謀であると訴え、「数年開発領掌理」を根拠に、東南院に対し権利の認定を求める。

長承4年(1135)の僧行源解案(No.105)も同様である。行源は、「石屋」の樹木を切り払い、田畠を開発したことを述べ、「任_三開発之理_一、賜_三御判_一、為_レ擬_三後代証験_一」と、「開発」の「理」に基づいて証判(認定)を求める。それに対し、「件田畠者、本行源往古開発私領也、仍全無_三他妨_一、令_三耕作_一之旨、尤明白也者、加_三署判_一」として本山住僧5人以下多数が署判している。

肥前国河上宮での事例も、開発の後に証判を受けることの重要性を示す。

寛治5年(1091)8月11日肥前国僧円尋解(「河上山古文書」平1299)は、円

尋が「別所」なる土地について、「件地、本自無_二領主_一、偏空荒野也、而今切掃□□、擬_レ建_二立_一一字草堂、仍申_二請_一古老在地并宮衆等与判、為_レ令_レ停_二止_一非道之妨、所_二申請_一如_レ件」として河上宮・山衆の認定を求め、その証判を得た文書である。永久2年(1114)3月11日肥前国河上山僧尋有申文(No.76)では、別所山を円尋から「相承」した尋有が、妨害を受ける恐れがあるとして(「件私地成_レ妨之人自然出来歟」)、「券契」と「相承」に基づき(「任_二券契并師資相承領知_一理_二」)国判の発給を申請し、認可された。「券契」は先述の寛治5年の証判を指すのだろう。そして尋有の不安は現実のものとなり、別所山は侵害を受ける。

【史料 11】肥前国河上宮僧尋有解 (No.82)

「如_二解状并券契_一者、不_レ可_レ有_二他妨_一之由明鏡也、可_レ令_レ停_二止_一他人□之、目代散位屋乃(花押)」

河上宮講衆僧尋有解 申請 国留守所裁〔事脱〕

請_レ被_レ殊任_二解状并券契年来領知理_一、停_二止_一他妨□領掌由裁定_二、河上別所山一処、為_二字学林房新立、募_二号天台末寺寿宝寺四至内_一、今俄擬_レ被_レ押領知_二、不_レ安子細状、

四至東限難殿川、南限野風嶽、西限長峯、北限斷谷、

副_二進本券案文一通_一

右、謹案_二情事情_一、於_二別所山_一者、本自以降無_二領主_一之上、空閑荒野之地也、爰尋有之慈師故円尋大法師、以_二去_二寛治三年之比_一、切_二掃荆棘造_二房舍_一、奉_レ建_二立_一堂舎以後、至_二于今_一、無_レ有_二他妨_一天、師資相承領知年久、然今俄学林房新立、募_二号天台末寺寿宝寺四至内_一、寄_二事於彼威_一、被_レ擬_二押領_一之条、未_レ知_二其理_一、就中、件寿宝寺公驗之四至、東西南北明鏡也、其内專件別所山所_二不_レ罷入_一也者、任_二年来領知并券契理_一、停_二止_一他妨、如_レ本可_レ令_二領掌_一之由、為_レ被_レ裁定、注_二子細_一言上如_レ件、以解、

⁽¹¹²²⁾
保安三年七月三日 講衆僧尋有

尋有は、天台末寺寿宝寺四至内と称して押領する学林房を訴え、年来領知の事実と「券契」の「理」に基づいて(「任_二年来領知并券契理_一」)元のように領掌し

たいと訴える。これを受けて肥前国目代は、訴えの内容と「券契」を根拠に妨害停止を命じる（外題部分）。

久寿2年（1155）正月日僧湛慶讓状（「願成寺文書」平2809）には、「黒山者、是伐掃以為_レ主、荒野者又以_レ開発_レ為_レ主事、世□常習也」と記されており、開発者が土地の所有者（「主」）となることの正当性の観念が端的に示されている。しかし、開発の事実のみでは権利を安定して保持することはできない。そこで権利を表示するものとして上位者から証判を受給したのである。

H 「手次領作」の「理」

これも土地への働きかけの事実を「理」とする観念である。

末貞と友成の相論で、問注の模様を記す大治5年（1130）の宇佐宮公文所問注日記（No.92）には、末貞の主張として、「於_レ田畠所領道_レ者、致_レ無_レ公_レ驗_レ者、以_レ手次領作之理_レ、所_レ令_レ所領_レ也」と記す。「公_レ驗_レ」がなければ、「手次領作之理」に基づいて知行すべきだという。「手次領作」は前主から権利を受け継いで耕作することを意味すると思われる。この相論では、過去の「神判」の結果に基づいて友成の領掌が認められた。一連の経過については先行研究で詳細に論じられている⁴⁶⁾が、ここでは「手次領作之理」なる観念の存在を指摘したい。但し、「もし公_レ驗_レがなければ」と断っているように、「公_レ驗_レ」が権利の所在を示す第一のものとして挙げられている点に注意すべきである。

I 「先例」・「代々」・「旧領」の「理」

過去の通りに行くことを「理」とする場合である。

【史料12】肥前国武雄社使上分田貢進状（No.74）

貢進

使上分田二町八段

46) 小林宏「我が中世における神判の一考察」（同『日本における立法と法解釈の史的研究 1巻 古代・中世』汲古書院、2009年、初出1969年）、棚橋光男「祭文と問注記——院政期の法、素描——」（同『中世成立期の法と国家』塙書房、1983年、初出1982年）等。

右、件上分田、武雄御前、任_二先例之理_一、貢進如_レ件、

天永三年十二月十七日

図師僧（花押）

（以下、署判は略す）

武雄社に上分田を貢進（寄進）する文書だが、「先例之理」に基づくとして述べており、先例の通りにすることを「理」としている。

天永2年の開浦院住僧解（No. 72）は、「任_二先例道理_一、免_二除院家敷地燈油料畠地子物_一」と訴えており、免除を受けてきたという「先例」が「道理」とされる。逆に、課役の負担の長期継続という事実に基づき賦課を正当化する場合もある。同年の山城国司庁宣（No. 71）は、「官物」を東寺政所に納めることを田堵等に命じた文書だが、「代々間令_二進済_一年久、而去年不_レ致_レ弁之由、彼寺家有_レ訴、事若実者、任_二代々理并免判之旨_一、早済_レ之」とあり、代々進納してきたのだから納めよという。「代々理」とは事実の積み重ねという正当性を示すものであろう。

他に、長承3年（1134）の伊勢国大国莊専当解（No. 104）には、「俄背_二御庄旧領之理_一、為_二彼戸々給主等_一破取、各令_二耕作_一先畢」「任_二旧領_一、各可_レ令_二領掌_一之由、顯然也」とあり、「旧領之理」とはかつて知行したことを「理」とする用例である。また、「先例理」とある事例（No. 10）は「国判」を指しており、いずれも過去の先例が権利認定の根拠として主張された事例である。

J 「傍例」の「理」

長承3年（1134）頃の法家勸文が引用する下司の訴状に見られる表現であり、津料の供出が問題とされている（No. 102）。「傍例」とは、同様の判例や事実があることを指し、中世の訴訟文書に「先例」とともに頻出する語である⁴⁷⁾。

47) 笠松宏至「『傍例』の亡霊」（同『法と言葉の中世史』平凡社、1984年、初出1974年）。

K 「多年領掌」の「理」

長期間の「領掌」を「理」とする場合である。研究の豊富な年紀法の議論と関わるので、章を改めて検討する。

3 「理」の用法と機能

以上、平安時代の土地支配（知行）における「理」の観念について検討した。領掌・領知・知行はそれ自体が本権の存在を示す意義を有していたが、立券・処分・認可・裁判の場においては認定の根拠として「理」が重視された。

中世荘園制の形成の1つの画期となる11世紀半ば頃から、「理」の内容を限定し、個別的に表示する用例が多数確認できる。(A)～(K)に挙げた内容を分類すると、①国家発給文書や国判等の公文書の所持（「公驗」）、②権利を表示する文書の所持（「文書」・「証文」）、③正当に権利を取得したこと（「相伝」、譲渡文書）、④人的系譜（「譜第」・「嫡子」）、⑤土地への働きかけ（「開発」・「領作」）、⑥過去の事実の存在（「先例」・「代々」・「多年領掌」）、⑦同様の事例等の存在（「傍例」）、等となる。

「田地領掌之道、以_レ公驗_レ為_レ本、以_レ子々孫々_レ為_レ規模、古今不易之例也、何_レ於_レ義海一身_レ、被_レ捨_レ其_レ^(理力)哉」（No.126）等との表現が見られるように、個々の「理」の内容は一定の限定性があり、単に主観的な内容にとどまるのではなく、社会通念として共有されたものと言えよう。

事項を見ると、当初は立券・免除が中心であるが、やがて訴訟・裁許や認可に重点が移行する。「公驗」が持ち出される荘園全体のレベルの問題をはじめ、開発地等の小規模の所領についても「理」が主張される。

上記の様々な根拠は「理」の語を付さずにも主張されうるものであり、「任_レ公驗_レ」といった表現も見られる。同一の案件においても「理」が付される場合と付されない場合があり、例えば、国司が譲与認可の根拠を「公驗理」とする場合と「理」を付さない場合とが見られる⁴⁸⁾。あえて「理」の語が付されることに

48) No.3(有)と、天喜5年(1057)3月10日安芸国高田郡司解（「厳島神社文書」平854）の事例(無)。他に、No.74(有)と、平治元年(1159)11月日肥前国武雄社上分田奉免状（「武雄神社文書」平3040）の事例(無)等。

固有の意義を見出すことが可能であろう。

「理」を根拠づける証文は、訴えを受けた裁判機関が職権的に収集・提示するものではなく、訴訟当事者から提出されるのが基本である。公験・文書・証文はそれぞれ当該訴訟において主張・認定の根拠となる「理」を表現する手段であった。「相伝」の「理」は讓状等の証文によって表現され、先例や知行の事実も「理」を表現した。証文が主張を基礎づける「証拠」⁴⁹⁾であるのに対し、「理」は知行の正当性根拠（本権）を示す、より高次の概念となる。

よって、知行・証文と「理」の関係を図式化すると下記のようなになる。

知行・証文（証拠）→ 個別的な「理」（本権）→ 一般的な「理」（認定）
 「理」「道理」という一般的な正当性観念のもと、知行と証文は、それとは別個に存在する所有権原（本権）としての「理」を主張・表現する「証拠」に相当するものと言える⁵⁰⁾。それは個々の案件において、「理」と認定される場合もあれば、認定されない場合もある。この点は後にも述べたい。

注目されるのは、権力が発給した「公験」「証文」も「理」の1つにすぎない点である。絶対的な効力を有する国家管理の文書が存在しないなか、公験をはじめ公的な文書の効力は相対性を帯び、「理」に基づく認定がなされたのである。

上記の「理」のなかに知行の長期の経過を「理」とする用例も見られた。章を改めて検討する。

IV 年紀法の形成

1 研究史

年紀法とは、長期継続の事実（「年紀」「年序」）に法的効力を付与する時刻制

49) 「証拠」の一般的な定義として、三ヶ月章『民事訴訟法』（弘文堂、1979年）に「証拠とは、当事者の事実上の主張を基礎づけるための材料である。基礎づけるとは、当事者の主張が真実であるとの裁判官の心証を形成することをいう」（419頁）とある。染野義信『新版 民事訴訟法』（勁草書房、1986年）277頁等も参照。

50) 前掲註11) 石井著書4章、178頁以下においても、中世の不動産物権の表現形式は「知行」と「証文」とされる。しかし、石井氏の議論は、物権（所有）と「占有」としての「知行」の分離の程度を比較法制史の観点から検討するものであり、「理」の意義については論究されていない。「理」は近代的な物権とは異なり、排他性・絶対性を持たない。

度である。鎌倉幕府が「御成敗式目」8条において、不知行人の所持する「下文」について、「理非」を問わず（「不_レ論_レ理非_レ」）、20年間以上の「当知行」の継続にそれに優越する効力を認めたことはよく知られている⁵¹⁾。

平安時代に年紀法が存在したか否かについて、先行研究は、石井良助氏⁵²⁾を除くと、成文法に規定された制度ではなかったものの、慣行・慣習として存在したと見る点でほぼ一致している。先行研究の内容・論拠についてまとめておきたい。

A 公家の観念（記録史料から）

中田薫氏は、『小右記』寛仁3年（1019）5月16日条と『人車記』仁安元年（1166）9月20日条を挙げ、時の経過と知行の有無によって権利の得喪を決する「慣例」が見られると述べた⁵³⁾。石井良助氏は、前者は「立庄の範囲」、後者は「知行の中絶」に関するものとする。楠瀬勝氏は、『小右記』の記事と『中右記』承徳元年（1097）8月25日条から、年紀法の運用は平安末期には貴族社会の一般的な慣行であったという⁵⁴⁾。

B 荘園制下の慣習法（文書史料から）

細川亀市氏は、延喜以降の荘園整理令、特に延久のそれに注目し、延久4年（1072）の太政官牒（「石清水田中家文書」平1083）が「年紀多積」・「已經_二年_一所_レ」を理由に石清水八幡宮護国寺の荘園を認定したことに注目した⁵⁵⁾。以後、年紀法は荘園制社会を基盤とした「慣習法」とされる⁵⁶⁾。上横手雅敬氏も延久

51) 「御成敗式目」8条の成立・運用については、拙稿「年紀法の再検討——御成敗式目八条の成立と運用をめぐって——」（法制史学会60周年記念若手論文集『法の流通』慈学社、2009年）参照。

52) 前掲註11) 石井著書140～141頁。

53) 前掲註3) 中田論文261～262頁。

54) 楠瀬勝「知行年紀制の発生に関する考察」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』、1972年）。

55) 細川亀市「中世法における所領の知行」（同『日本固有法研究』南郊社、1936年）177～178頁。

56) 小川清太郎「年序法の成立」（『国学院大学政経論叢』創刊号、1952年）等。

の荘園整理令に注目し、荘園領主が国衙に対し年紀の効力を主張したことや、「年序」は「先例」と同義で、「新儀」の対立観念であったこと等を論じた⁵⁷⁾。

C 国衙等の裁判実務（文書史料から）

石母田正氏は、延久4年の太政官牒に国衙の「解状」が引かれており、貞応元年（1222）の関東下知状案（「益永家文書」、竹内理三編『鎌倉遺文』〈東京堂出版〉3018号）に大宰府問注所の勘状が引用されていること等から、年紀法が国衙法として存在したと推測する⁵⁸⁾。笠松宏至氏も相論で年紀が問題とされた事例を指摘している⁵⁹⁾。

2 事例の検討

A 記録史料

先行研究が取り上げた史料を見たい。

まず『小右記』の記事には、藤原道長の娘彰子の御願として、賀茂社に山城国愛宕郡の寄進が決まった際、郡内の天台四至内について延暦寺が異議を申し立て、道長が「雖_レ無_レ官省符_ニ為_レ禪院領_ニ年紀多積_ニ、仍可_レ為_レ天台領_ニ」として寺領と認めたことが記されている。楠瀬氏はその複雑な経過を整理し、年紀を経たことが寺領認定の決定的要素であったとして、年紀法の適用事例とした。この記事は、長久・延久の荘園整理令に先んじて荘園不輸という現地の実態に即し政府が寺領を認可した事例との指摘もある⁶⁰⁾。『人車記』の記事の解釈については、先述した石井良助氏の批判が妥当と思われる。

他に楠瀬氏を取り上げた『中右記』の記事は次のものである。

【史料 13】『中右記（大日本古記録）』承德元年（1097）8月25日条

（藤原師実）

参_ニ大殿_ニ（中略）以_ニ為_レ房朝臣_ニ所_ニ下給_ニ之_レ恪勤侍信高申文、内蔵寮蟹谷庄

57) 上横手雅敬「式目の世界」（前掲註36）著書、初出1958年）、前掲註36）同論文。

58) 石母田正「『中世政治社会思想 上』解説」（『石母田正著作集8巻 古代法と中世法』岩波書店、1989年、初出1972年）206～207頁。

59) 笠松宏至「中世の法意識」（前掲註47）著書、初出1983年）191頁以下。

60) 前掲註5）坂本著書『荘園制成立と王朝国家』304～306頁。

司所望相尋子細之處、至信高者父男年来為彼庄司、仍信高尋父職可被補之由所申請也、至為章者、補庄司廿余年于今無過怠、兩人所申共非無其理、只可隨仰者、仰云、本司為章無過怠者不可改、若有其怠時、可補信高者、(中略)以件為章補彼庄司了、

恪勤侍の信高が、父が長年務めていたことを理由に、内蔵寮領越中国蟹谷荘司への補任を訴えたことが記されている。現在の荘司の高階為章は20年以上怠りなく務めてきた。内蔵寮頭である記主の藤原宗忠は前関白藤原師実にて裁定を求め、師実は「為章が怠りなく務めていれば変更せず、怠った時には信高を補任するように」と命じている。相論において年紀が考慮された事例と言えよう。

楠瀬氏はこの史料を「二十余年に及ぶ当知行を由緒に優先させて、当知行者の知行権を認める立場をとった」と解したのに対し、吉田徳夫氏は年紀よりも過怠の有無を問題点としているという⁶¹⁾。

この短い記事のみでは判然としないが、宗忠は、父の長年の勤務という信高の主張、20余年の勤務という為章の主張とともに(個別的な)「理」を認めうると記しており、年紀に考慮が払われたことは確かと思われる。但し、為章も補任に基づいて荘司を務めており、由緒を持たないわけではない。よって楠瀬氏の言うように「二十余年に及ぶ当知行」を由緒に優先させた事例とは言い難い。年紀そのものは確定的な効果を持たないが、当事者の論拠の1つとして用いられ、考慮される場合のあったことを示す事例と位置づけられる。

B 文書史料

次いで先述したB・Cの研究が注目した文書史料を検討する。

諸研究が指摘するように、年紀の主張は荘園領主が長期にわたる租税免除の事実を国司に訴える事例等に見られる。延久4年(1072)の太政官牒には石清水八幡宮護国寺領の河内国錦部郡甲斐・布志見(伏見)荘の認定について次のようにある。

61) 前掲註37) 吉田論文19頁。

【史料 14】延久 4 年 9 月 5 日太政官牒（「石清水田中家文書」平 1083）

（上略）同符僞、同勘奏僞、「貞元二年八月廿五日宮寺牒云、『件庄故入道式部卿親王御領也、而自_レ在世之時_レ、被_レ奉_レ供_レ大菩薩宝前常燈料_レ、以_レ件地利_レ、奉_レ備_レ御供御燈_レ、已經_二年所_一』者、代代国司所_レ免除來_レ也、国司解状同前、任_レ理、可_レ被_レ裁許_レ」者、同宣、奉_レ勅、件庄宜_レ仰_レ彼国_レ、如_レ旧令_中免除_上者、

記録所の勘奏（「」内）は、貞元 2 年 8 月 25 日の石清水八幡宮牒（『』内）に「本莊は、故入道式部卿親王領で、在命中に大菩薩宝前常燈料として寄進されて以来、年紀が経過した」とあることを述べ、代々国司の免除や国衙の解状も同じ内容であるから、「理」に基づいて（「任_レ理」）裁許なさるるように、と答申する。その結果、免除が決定し、太政官符が出された。この事例では年紀に一定の効力を認めていることが確認できるが、単に年月を経たことがその基準なのではなく、代々免除（国司の免除）が重視されている。

上横手氏は上の史料に加え、前掲の【史料 5】を提示したが、年紀よりも「文書」の所持の重視を示す史料である点は先述した。

次いで、C の立場について、笠松氏が挙げた事例を見ると、観世音寺と兵馬所の相論の際の、長元 9 年（1036）5 月 10 日大宰府公文所勘文案（「内閣文庫所蔵文書」平 571）に「兵馬所之申旨、頗似_レ有_レ其理_レ、然而不_レ領_レ所領_レ經_レ数十年_レ之後、今超越更成_レ件妨_レ之旨、可_レ有_レ景迹之法_レ」とある。兵馬所の訴えに一定の「理」を認めながらも、長期間経た後に権利主張を行う点を問題としている。この史料では、裁許において一方当事者の年紀が考慮されており、租税免除や荘園認定の際に考慮される場合とは性質が異なる。「御成敗式目」8 条に連なる年紀法はこのような裁判規範としてのそれである。

C 「多年領掌」の「理」と年紀法

以上を踏まえ、本稿で検討してきた「理」と年紀法との関係を述べたい。

12 世紀中葉の訴訟関係の文書の中には多年の「領掌」を「理」と称した事例が見られる。

【史料15】年未詳4月16日内膳正資清書状 (No.100)

大_ニ国御庄専当_ニ武道申文進_上之_一、
右申文、相_ニ副御教書_一、可_レ被_レ遣_ニ祭主之許_一候者也、以_ニ去年四月十一日_一、
俄為_ニ戸々給主等_一背_ニ三百余个年庄領掌之理_一、經訴^(註)祭主、庄領田畠 (下
略)

伊勢国大_ニ国莊_一は、弘仁3年(812)12月19日民部省符案(「林康員所藏文書」平35)に見える、古くからの東寺領莊園である⁶²⁾。が、このころには、神宮祭主大中臣氏の権力が浸透し、莊の経営は不安定であった。関連史料である長承2年(1133)5月の伊勢国大_ニ国莊_一田堵住人等解(No.99)は、専当菅原武道や田堵等が、神郡封戸給主等が相論もなく300余年経過した後、突然に祭主に提訴し、妨害していると訴える内容である。「任_ニ民部省_一函勘文并相伝旧領道理」等の表現も見られ、武道はそれらと300余年の「領掌」の継続という「理」を主張している。

さらに、次の事例もある。

【史料16】後白河院序下文 (No.129)

院序下 山城国在序官人等

可_レ早_ニ任_ニ万寿官符_一、停_止伏見庄民等妨_レ、為_中木幡淨妙寺領_上見作田百五十
拾町事

(東)
四至_ニ限大路_一 南限岡屋河
西限伏見坂紀伊郡堺 北限車路

右、彼寺所司等去二月廿七日解状稱、「謹檢_ニ案内_一、木幡淨妙寺者、(中略)至_ニ於寺家所司之理訴_一者、可_レ蒙_ニ不日即時之裁許_一也、何混_ニ凡流之濫愁_一、可_レ滞_ニ有道之明判_一、彼庄領主俊綱以下、雖_レ多_ニ其数_一、数十余年未_レ成_ニ濫妨_一、今及_ニ範家之時_一、初致_ニ非例之論_一、若有_ニ其理_一者、縱雖_ニ一日_一、何不_ニ知行_一哉、早任_ニ多年領掌之理_一、被_止當時之無道_一、(中略)」者、伏見庄等所_レ為、甚_ニ以左道也、早停_止其妨_一、任_ニ万寿官符_一、以_ニ件見作田百五十拾町_一、

62) 多くの研究があるが、水野章二「大_ニ国・川合莊_一」(網野善彦ほか編『講座日本莊園史6 北陸地方の莊園・近畿地方の莊園I』吉川弘文館、1993年)等参照。

可_レ為_二浄妙寺領_一之状、所_レ仰如_レ件、在_レ庁官人等宜_二承知_一、不_レ可_二違失_一、故下、

(1160)
永暦元年五月五日

主典代散位中原朝臣(花押)

(以下、署判は略す)

藤原氏一門の菩提寺で山城国木幡にあった浄妙寺が、隣接する伏見荘からの妨害を訴えた際の院庁下文で、浄妙寺の解状(「」内)と判決部分を掲げる。伏見荘は、相論の際には平範家が知行していた。

浄妙寺は、寛弘2年(1005)に藤原道長が寺塔を造営し、万寿2年(1025)に四至の官符を受給したことを述べ、浄妙寺の見作田150町を伏見荘側が私領と称して「濫妨」していると訴えている。史料の下線部には、「伏見荘の代々の領主は範家まで数十年間濫妨を行わなかった。『理』があれば一日でも不知行であるはずがない。浄妙寺の『多年領掌之理』により、濫妨を停止して欲しい」という。浄妙寺は官符の所持とともに、「多年領掌」という「理」を主張したのである。院庁の判決は訴えを認める内容である。

他に、「数代領掌之道理」(No.25)といった表現も見られる。長期の知行を「理」とする用例に特に「領掌」の語が用いられているのは、私的支配との結び付きが強い語彙であることと関わる可能性が想定できる。

以上、平安時代において「多年領掌」の事実が、「公験」・「文書」・「相伝」・「開発」等と同様に、「理」に高められたことを述べた。しかし問題は、事実の経過のみに法的な効力が付与されたかという点である。事例に見た通り、年紀の主張には公験をはじめ他の権原との結合が重要であり、様々な論拠の1つとして主張されている。「御成敗式目」8条は20年間以上の年紀そのものに対し排他的な法的効力を付与したものであり、平安時代の年紀法はこれとは区別する必要があるだろう。

V 裁判手続の変容と「理」

1 「理非」判定の諸形式

ここまで、土地支配の権原（本権）を示す様々な「理」について検討した。それらは朝廷・院庁、国衙、本所等の様々な裁判機関において主張され、権利認定の根拠とされた。次に、「理」を判定する裁判手続について検討する。

長治元年（1104）の頼慶請文（No.63）に見られる源有雄丸の「解状」には「偏以押領、頼慶若有_二領掌之理_一者、須_下奏_二聞公家_一、隨_二其裁報_一致_中沙汰_上也、恣遣_二軍兵_一令_二押取_一之条、濫吹之甚也」とあり、「領掌之理」があるならば、奏聞して裁許を受けるべきだが、頼慶が軍兵を出して財物を押取るのは甚だ不当であると述べる。自力救済を不当とし、裁判で「理非」を明らかにしようとする意識が認められる。

律令制のもとでも紛争解決に関する「訴訟」制度が存在し⁶³、欠席裁判の規定も存在した⁶⁴。中世荘園制への移行により荘園・公領の領域的な支配体制が成立すると、権門ごとに裁判が行われ、独自の機構や慣行・規範（本所法）も形成されたことが多くの研究によって指摘されている⁶⁵。また、院政期の法が中世法全体の前提をなした点は、棚橋光男氏が強調したところである⁶⁶。

12世紀以降には、「理」を判定する手続も中世的な変化が現れる。その特徴について簡単に述べたい。

63) 律令に規定された「訴訟」には、二系統説（裁判手続が獄令と、公式令・雑令にある「訴訟」手続との二系統と見る）と一系統説（裁判手続は獄令による一元的なもので、裁判の結果はすべて律に帰着させられていると見る）がある。長谷山彰「律令裁判手続に関する二系統説と一系統説」（同『日本古代の法と裁判』創文社、2004年、初出1997年）等を参照。

64) 石井紫郎「合戦と追捕——近代法と自力救済——」（同『日本国史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、1986年、初出1978年）33頁以下。但し、当該官司の確定的な意志表明ではなく、強制執行制度が考えられていないという。

65) 前掲註6) 川端著書等。様々な権門の裁判を扱った論集として、大山喬平編『中世裁許状の研究』（塙書房、2008年）参照。

66) 前掲註46) 棚橋著書、同「中世の法と法書」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 中』塙書房、1984年）。下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」（『史学研究』148号、1980年）、上杉和彦「撰関院政期の明法家と朝廷——中世公家訴訟制度成立史の一視角——」（前掲註31）著書、初出1986年）等も参照。

A 対決手続の重視

まず、12世紀以降、相論の際には「理非」の判定や対決手続を経るのが正しいとする主張が見られる。

【史料 17】保安3年(1122)3月11日伊勢国大国莊専当解(「東寺百合文書」平1960)

(上略) 雖先判畢、有論人訴之時令糺定彼此等理非者、古今不易之理也、然而偏就上件刀禰延明神主之訴、不尋搜左右之理非、若干御庄田被令損失之旨、愁吟之難堪、何事如之哉、望請司裁、任道理被令掘直彼押掘溝者、將以知明政之貴矣、

伊勢国大国莊専当が、刀禰住人が洪水により溝が破損したとの虚偽の訴えをなし、認められたと反論しており、下線部に「論人が抗弁した場合には、双方の理非を糺すのが昔より今まで変わらない例である」という。

【史料 18】僧雲暁解(「興福寺本信円筆因明四相違裏文書」平3542)

(上略) 若依宗季訴有御沙汰者、相尋両方之子細糺真偽、任実正被裁下者、尤有其理、而付一片申状、不論是非、被行追捕之条、是非憲法之沙汰、就中、頗有不審、未訴申以前、返渡少分物、事既有景迹、非無矯飭、早探両方理非、任道理欲被糺返件物等矣、

年付を欠くが、嘉応2年(1170)4月日の雲暁解に続がれた形で残された文書である。雲暁は、宗季が私領田畠・財産を奪ったことを訴えており、下線部では、「もし宗季の訴えにより裁許がなされるのであれば、双方の子細を尋ね、真偽を究明し、真実に則って裁許されるのであれば、もっともその『理』がある。しかし、一方の申状に基づき、理非を論じないで追捕を行うのは正しい裁判ではない」という。対決手続の実施自体を「理」と述べている。

他に、東大寺寺家政所の裁許を求める治承2年(1178)の僧仁玄申状(No.158)

には、「凡相論道ハ及_レ対決_レ被_レ成_二裁許_一、是常例」[相論道、不_レ謂_二親疎・貴賤_一及_二対決_一是例也、何限寛珍已講□□□強縁、只暗可_レ企_二領掌_一哉、尤可_レ有_二御景迹_一事也]と記され、相論では対決を経て裁許するのが「常例」と述べる。

また、対決に応じないのは「理」がないからであるとの主張もなされる。

僧定深が大槻荘一所について厳信を訴えた嘉保3年(1096)の僧定深解(No. 50)には、「尚以不_二参会_一、以_レ之云_レ之、厳信依_レ無_二可_二陳申_一理_上、不_二参会_一旨、已顯然也」とあり、厳信が応訴しないのは、陳述すべき「理」がないからだという。

B 口頭弁論の重視

対決手続の重視は、法廷での両当事者の弁論が重要な訴訟資料となることを意味する。

【史料19】平治元年(1159)5月28日後白河院庁下文(「高野山文書室簡集」平2979)

(上略)去比於_二院庁_一、被_レ召_二対_二決_一当御庄官等与_二彼田仲庄住人等_一之刻、彼庄住人等、全依_レ無_二其理_一、卷_レ舌無_二陳方_一、因_レ之、当御庄存_二無限理_一之処、庁御下文未_二成下_一之間、尚以被_レ掠領_一之条、其理豈可_レ然哉、(下略)

荒川荘が田仲・吉仲両荘住人の押領を訴えた際の解状の一部だが、荒川荘の荘官と田仲荘の住人が院庁で対決し、田仲荘の住人は「理」がないために舌を巻き、反論できなかったという。荒川荘はその事実等に基づき自らの「理」を主張し、院庁は田仲・吉仲両荘からの異論を停止するように命じている。

他に、応保2年(1162)の紀伊国密厳院政所陳状案(No.134)は、紀伊国相賀荘の帰属についての八幡宮寺檢校勝清の訴えに対する陳状だが、宮寺側が院庁での対決において密厳院が舌を巻いて反論できなかったことを自らの「理」の表れとした(「彼相賀沙汰人与_二所司_一、於_二院庁_一被_レ召_二対_一之処、宮寺所司申状云、已得_二其理_一、密厳院所司卷_レ舌閉_レ口、仍彼此之理非雖_レ為_二顯然_一」)のに対し、密厳院はその事実を否定しており(「寺家所司卷_レ舌閉_レ口之由注申之条、謀計之甚何

事如_レ之_レ)、弁論での在り方が「理非」判定の素材の1つとされていたことがわかる。

C 「神判」による判定

「理非」判定が神判に委ねられる場合もある。神判が証拠方法の1つであったことも中世法に通じる特徴である。

事例として著名なのは、先述した、大治5年(1130)の宇佐八幡宮の裁許(No. 92)である。末貞と友成による田畠の相論で、友成は、過去に神判が行われ、領掌が認められたと述べる。宇佐公基は、その神判に基づいて友成の知行を認可した(「依_レ先神判証験_一、賜_レ友成_一畢也_一)。「手次領作之理」という個別的な「理」の主張に対して、以前の神判に基づく「理非」の判定が行われた。

D 実検による判定

「公験道理」の実検(No. 20)、実検を踏まえて「文書理」に基づく認可(No. 136)等も見られ、裁判機関が使節による現地の調査や在地の証言等によって、訴訟当事者の主張や裁定の根拠をなす「理」を確認する手続をとる場合が見られる。

E 「勘文」による判定

個別的な「理」が勘文で問題とされる事例が見られる(No. 54)。院庁等での対決においては、律令格式の規定等を注進する「明法勘文」に基づいて裁許がなされる場合もあった⁶⁷⁾。当事者の証文や主張だけではなく、権力が判断の根拠を提示する形での「理」の発見の仕方である。

2 裁許の規準としての「理」の観念

以上、12世紀頃からの裁判手続の変容を述べてきたが、裁判の規準として「理」の存在が重視されていた。但し、個別的な「理」は訴訟当事者の主張によ

67) 院政期の明法勘文については、棚橋光男「院政期の訴訟制度」(前掲註46)著書、初出1978・1980年)、梅田康夫「平安後期の明法勘文について」(『金沢法学』50巻2号、2008年)等を参照。

り対立する場合もあり（【史料6】）、嘉保3年（1096）の僧定深解（No.50）に「園地之類以公驗為眼、伝領之道以付属為理、而何今嚴信背公驗付属之兩理、致非論旨、豈其理可然哉」と「公驗」と「付属」の2つの「理」が主張されるように、「理」が複合的に主張される場合も見られる。さらに、「公驗理」に基づく加地子弁済命令に対して作人が反論し、「理非」の「勘決」を主張したため、「次第文書并先判等」を確認しているように（No.80）、個別的な「理」は、ある土地支配を基礎づける絶対的な観念ではない。

「理」のみではなく、「任公驗理并宇野御厨別当下文旨」（No.41）、「任文書理、且依明法勘状」（No.168）のように様々な由緒や証文が併せて主張・認定される。【史料9】では、知行人たる資格・身分等も取り沙汰された。

従って、個々の紛争事例において本権観念としての「理」は絶対的・確定的な効果を有するわけではない。裁判では当事者によって様々な「理」が時には複合的に用いられ、〈より強い〉権利を表示した側が権利の認定を受けた。対決での弁論の在り方もその判断に影響を与える。

つまり、両当事者による対決手続や口頭弁論を行うことに重点を置く上記の裁判手続は、土地支配の権利関係が確定されていない状況において、いずれがより強い権利を有するかを〈判定〉するために行われたものであり、多様な権原（本権）の生成に対応する裁判の方式であったと解される。

VI おわりに

以上、平安時代の土地法について、知行と「理」（「道理」）の観念を中心に検討した。内容をまとめる。

- ① 平安時代中期に土地の支配・用益を示す概念として、「領掌」「領知」「知行」等の語が一般化するが、何らかの権原（本権）に基づく土地支配との観念が認められる。
- ② 租税免除や所領相論の裁許等では「理」（「道理」）に基づく判断が求められた。こうした一般的な「理」に対し、11世紀半ば頃以降、土地支配の根拠（本権）を個別的・具体的に示す語と「理」が結合した用法が見られるよ

うになる。分類すると、①国家発給文書・公文書の所持（「公驗」、②権利を表示する文書の所持（「文書」・「証文」、③譲与・売買等による正当な権利の取得（「相伝」、譲渡文書）、④人的系譜（「譜第」・「嫡子」、⑤土地への働きかけ（「開発」・「領作」、⑥過去の実実（「先例」・「代々」・「多年領掌」、⑦同様の事例等の存在（「傍例」）等の「理」である。

- ③ 12世紀中葉には「多年領掌」の事実も「理」に高められた。年紀は相論において主張され、権利認定の根拠とされたが、それ自体が排他的な効力を有したわけではない。
- ④ 12世紀頃以降、朝廷や本所等の裁判において、対決手続や口頭弁論の重視、神判による判定等、中世的な「理非」判定の裁判手続が形成される。これらは、多様な権原（「理」）の生成に対応する変化であった。

検討の結果を踏まえ、平安時代の「理」（「道理」）の意義を考えたい。先述したように、普遍的な正義の観念としての「理」の語は奈良時代から見られ、11世紀半ば以降、権利の主張やその認定の根拠とする語に「理」を付す用例が見られた。

こうした「理」は、国家が定立した制定法に見られる規範というよりも、律令制的諸制度の解体・変容の中での法実務と慣習の積み重ねのなかで形成されたものと言える。「開発」、「先例」、「多年領掌」等は律令法において土地支配の権利を示す論拠とはなりえなかったものであるが、平安時代後期には、「理」の観念を媒介に、正当性根拠を示す概念に高められたと考えられる。

但し、「公驗」や「文書」を「理」とする文書主義の観念や、律令用語に由来する「嫡子」の「理」の観念は律令法からの影響を無視できない。多様な「理」は、国家と社会の双方向的な運動により形成された規範である。

しかし、それらの「理」は土地支配の権利を絶対的に表示する効力を持つものではなかった。相論の際に別の「理」が主張されることがありうるのであり、いずれが勝るかは個々の状況に依存する。個別的な「理」は、権利を表示するものが絶対的・確定的には存在しない中世的な土地法の構造の形成過程において表れ、用いられた規範である。

以上に述べた土地支配における規範の存在形態という観点から以後の展望を示

してむすびとしたい。本稿では、平安時代の土地支配において知行と証文が「理」という本権を表示する証拠であることを述べた。こうした本権の観念の多様性・相対性は中世土地法と共通する特徴と見ることができる。

しかし、石井紫郎氏によると、近世の土地法においては、検地帳の記載が「絶対的権原」を構成するに至る。検地帳の記載は土地所持に関する権利の存在根拠そのものであり、訴訟における相対性は存在しないため、検地帳はそれとは別に存立する所有権原（本権）を立証する単なる「証拠」とは言い難い⁶⁸⁾。国家管理の帳簿が土地支配の本権を確定的に表示するという点では、律令制的土地制度と共通の性質を有する。

従って、中世は本権の多様性が認められながらも再度権力による認定に本権の観念が収斂していく過程として捉えうる。本稿では平安時代における個別的な「理」の観念の多様性・相対性について述べたが、【表】に掲げた元暦元年（1184）頃の梶原景時書状でも「文書之理」に基づく認可がなされており（No. 170）、以後、鎌倉幕府の裁判・認可の規準としても個別的な「理」は用いられていく。「御成敗式目」では「道理」に基づく裁判が標榜され、「相伝」に基づく安堵の制度や年紀に法的効力を付与する「御成敗式目」8条等、「理」を基礎にした法制も形成される。他方、朝廷・寺社本所の訴訟関係史料においても個別的な「理」の用例が多く見られる。先行研究で論じられてきた鎌倉時代の「理」（「道理」）の意義は平安時代の知行と「理」の観念をもとに再検討する必要がある。

ところが、南北朝時代頃から「理」を本権として問題とする事例は大きく減少し、室町時代以降、室町幕府（「公方」）の認可（安堵）に武家・寺社本所が知行を基礎づける動向が観察される⁶⁹⁾。武家権力の伸長という国制の変容を背景に、「理」を表現する証拠としての意味を有していた知行・証文は権力の認可の権利

68) 石井紫郎『日本国制史研究Ⅰ 権力と土地所有』（東京大学出版会、1966年）158頁以下。検地帳の機能について、石井良助『江戸時代土地法の生成と体系』（創文社、1989年）245頁以下、白川部達夫『近世質地請戻し慣行の研究——日本近世の百姓の所持と東アジア小農社会——』（塙書房、2012年）等も参照。近代的所有権の訴訟における相対性については、前掲註16）川島論文参照。

69) 拙稿「中世後期の土地法秩序と国制——『安堵』の史的展開——」（『歴史学研究』937号、2015年）。

表現性の増大により意義を失っていくものと考えられる。

以上のように土地支配の本権の観念の推移に着目すれば、社会において生成した事実の法的効果を付与する年紀法や、「相伝」による権利の承継、知行自体の有する本権推定効等、中世法は権力の認定の外部に存在する事実を法化する機能を有している。前近代日本の土地法においては文書による権利の表現、権利の文書への化体に一貫した特質が認められるが、多様な本権観念と其中での権力の認定の持つ相対的な効力、社会的事実の有する法的効果等の点に中世土地法の特徴を見出すことが可能であろう。

付記

本稿は、平成 21 年度に一橋大学大学院法学研究科に提出した博士論文『日本中世土地法史論——理・知行・相論——』第 1 部「中世的『理』と『知行』」の同題の第 1 章を補訂したものである。

【表】「～理」～道理」の用例

No.	年月日	史料名	事項	内容(宛所、受益者、訴訟当事者・案件、対象地・物、認可者)	「～理」～道理」の呼称	典拠	平	関連No.
1	寛弘8年(1011)12月	法務大僧正雅慶願帖	立券カ	大和国添上郡司宛	「任文書道理并依土風例(以下欠)」	東大寺文書	460	
2	治安4年(1024)3月9日	興福寺維摩会菓子園司解	立券	興福寺宛、国領の立券停止、御園所領・御園司等私田地	「任相伝公験之理」	九条家本延喜式裏文書	497	
3	承永3年(1048)7月2日	安芸国高田郡司解	譲与	藤原守備から守頼へ、三田郷・私領別符 → 国司の認可	(国司)「任公験之理」	鎌島神社文書	662	
4	承永6年(1051)3月8日	僧都覚源房標案	立券・免除	伊賀国新苑、箭川荘官物・臨時雜役符 → 国司の認可	「任前相伝文書之理」、(国司)「任相伝公験理」	東大寺文書	689(691・国符)	
5	承永7年(1052)6月8日	大宰府政所標案	補任	宇佐宮弥勒寺宛、位清、宇在宮寺惣檢校	「命相承道理」	石清水文書宮寺縁寺抄	4921(4922～4933・施行)	
6	天喜3年(1055)11月13日	安倍友高解	補任	東大寺官長宛、木津木屋預職	「任普(ママ)代相伝之理」	百巻本東大寺文書	738	
7	天喜3年(1055)12月9日	伊賀国司宣旨	弁済	名張郡田増久富宛、官物	(官裁)「任本公験之理」	百巻本東大寺文書	750	
8	天喜4年(1056)2月23日	散位藤原実遠所領讓状案	譲与	藤原良苑、伊賀国先相相伝田畠 → 郡司の証明	「有相伝領掌道理上」	東南院文書	763	13・14
9	天喜5年(1057)正月26日	丹波国後河莊司等解	免除	本家宛、花紙	「任先例道理」	大橋文書	849	
10	天喜5年(1057)4月3日	龍泉寺氏人等解案	証明	河内国前・右行官人宛、寺領 → 国司の認可	「任先例理」	春日神社文書	855	
11	天喜6年(1058)11月23日	筑前国觀世音寺標案	訴訟・裁許	大宰府宛、学校の勘責、寺家開発田	「任公験理」	松浦詮所蔵文書	899	12
12	康平2年(1059)7月27日	大宰府政所下文案	裁許	左郡司宛、觀世音寺、学校院との相論	「任流記帳公験理」	松浦厚氏所蔵文書	932	11
13	康平7年(1064)2月16日	散位藤原信良解案	立券	守殿宛、田	「任佐馬大夫実遠朝臣処分公験之理」	東大寺文書	991	8・14
14	治暦3年(1067)8月11日	藤原信良去下文案	譲渡	藤原実遠から伝領、東大寺へ年貢實進	「任処分文之理」	伊賀国古文書	1019	8・13
15	延久3年(1071)6月25日	大株桑為長解案	訴訟	郡司宛、藤分王の妨害停止、先租相伝	「任公験之理」	東寺百合文書	1059	
16	延久5年(1073)12月10日	大宰府政所下文案	免除	兵馬所宛、觀世音寺、田	「任先例并觀世音(寺脱)公験理」	觀世音寺古文書	1096	
17	承保3年(1076)9月3日	關白左大臣家政所下文案	立券	大和国高市郡司等宛、高階業房、喜歌莊田畠山野等	「任本公験并処分帳理」	東大寺文書	1132(1133・郡司解)	18
18	承保3年(1076)9月10日	和国高市郡司刀關等解案	立券	高階業房所領田畠張・山野池等	「任次第公験調度文書理」	東大寺文書	1134	17
19	承保3年(1076)10月13日	伊賀国名張郡司并刀關等解案	立券	国司宛、兼師寺別当領、私田畠 → 認可	「任公験理」、(国司)「充公験之理」	東大寺文書	1135	

20	承保元年(1077) 4月15日	祭主大中臣輔經下文案	調査	検非違使奏在在地郡司等宛、東寺領大國社相論評々	「尋札公驗道理」	東寺百合文書	1144
21	承保2年(1078) 3月日	朝後辨案	訴訟	朝廷宛、義範の妨害停止、曼奈羅寺別当職	「任付賦道理」	東寺觀智院文書	續 13
22	承保2年(1078) 10月3日	安芸国越判官代藤原頼方議状	譲与	藤原頼成宛、三田・鳳早河郷 → 国司の認可	「以鑄子之理」	嚴島神社文書	1153
23	承保4年(1080) 8月26日	興福寺司勘文	注進	能春と澄秀院の相論、菅川田嶋	「高未無相承之理者、不可有澄秀院之誣」[鑄子有停分之理者]	一乘院文書	續 22
24	承保4年(1080) 9月12日	興福寺政所下文	裁許・立券	揚生郷司刀禰等宛、能春、菅川村田嶋等	「任相伝理」	一乘院文書	續 24
25	永保元年(1081) 8月23日	伊勢国大國社司解	訴訟	祭主宛、成願寺の妨害停止	「任公驗理」[數代領掌道理]	東寺文書百合外	4945
26	永保2年(1082) 3月11日	大宰府政所下文案	免除	把持莊司宛、觀世音寺、檢田便の妨害停止	「(觀世音寺解狀)国司任公驗理、成免判」	一藏堂待買文書	4947
27	永保2年(1082) 12月2日	勸修寺僧正信覚下下文案	裁許	清水寺三綱等宛、珍皇寺の妨害停止、田嶋	「任公驗理」[任文書之理]	東寺百合文書	1197
28	永保2年(1082) 12月日	陽明門院下下文案	裁許	伊賀国名張郡司・在地刀禰等宛、藤原保房、矢川・中村	「任所帶公驗并同司宣調度文書等理」、(保房解狀)[任次第領掌之理][罷文書理]	東大寺文書	1198
29	永保3年(1083) 9月4日	熊野本宮別当大衆等申文案	訴訟	播磨守宛、泰國・輔季の妨害停止、田嶋林園	「乍置券契之理」[任文書理]	熊野御寺略記所収	4949
30	永保3年(1083) 11月10日	興福寺政所下文	免除	梁山寺所司等宛、私領主の停止、管省符字新開田加地子	「(梁山寺解狀)[任四至任信之道理][管省合承先之理]	梁山寺文書	1202
31	永保3年(1083) 12月29日	伊賀国司解	訴訟	官宣旨申請、藤原保房との相論、矢川・中村	「(保房奏狀)[次第相伝之理][任公驗理]、(国司)[相伝理]	東大寺文書	1205
32	応徳元年(1084) 3月22日	官宣旨案	裁許	伊賀国宛、藤原保房、矢川・中村	「(保房奏狀)[次第相伝之理][任公驗理]、(国司)[相伝理]	東大寺文書	1210
33	応徳5年(1084) 7月11日	伊勢大神宮神主牒	訴訟	東寺宛、神主所領への妨害停止、大國莊	「任代々領掌公驗道理」[公驗理]	吉田文書	1212
34	応徳元年(1084) 8月21日	筑前国觀世音寺牒案	免除	筑前国宛、黒嶋莊勘出田 → 認可	「任公驗理」	百卷本東大寺文書	1214
35	応徳2年(1085) 3月16日	安芸国高田郡司解	立券	先祖相伝所領島 → 国司の認可	「(国司)[任相伝之理]	嚴島神社文書	1230
36	応徳2年(1085) 3月16日	安芸国高田郡司解案	認可	先祖相伝所領島 → 国司の認可	「以譜代之理、令執行郡務」、(国司)[任相伝之理]	嚴島神社文書	1231(補277)
37	応徳2年(1085) 6月25日	太神宮檢非違使新家俊呼解	注進	莊司円順と頼季の相論、東寺領大國莊	「(頼季)[任五代相伝之理]	東寺百合文書	1242
38	応徳2年(1085) 10月9日	橘某家地等立券文案	立券	在地刀禰・莊司の証判申請、又から相	「処分帳道理」	知信記裏文書	1244

39	応徳3年(1086) 閏2月12日	伊賀国司庁宣案	認可	名張郡司宛、伊世四郎、所領田畠地子・苧桑等	「任公驗理」	1246	62
40	寛治3年(1089) 5月6日	歎位坂上経澄解案	証判	仲吉の妨害停止、先相相伝所領山前山中等地 → 金剛峯山上預らの証判	(金剛峯寺山上預)「依公驗理明白」	1271	
41	寛治3年(1089) 8月17日	筑前国觀世音寺三綱解案	訴訟	大宰府宛、松本法師の妨害停止、把岐荘畠地子	「任公驗理并宇野御厨別当下文旨」 「寺家公驗理」	1275	
42	寛治5年(1091) 6月28日	堀河天皇宣旨	裁許	成願寺、東寺莊司の妨害停止、伊勢国川合荘田	(能算解状)「方々文書道理分明」	1296	25・54
43	寛治6年(1092) 2月18日	官宣旨案	裁許	伊賀国宛、藤原保房、大中臣宣綱の妨害停止、矢川・中村	(保房解状)「次第相伝之理」	1304	28・31・ 32・44・ 46・47
44	寛治6年(1092) 4月25日	官宣旨	裁許	伊賀国宛、藤原保房、大中臣宣綱の妨害停止、矢川・中村	(官使詔解状・宣旨の引用)「依有公驗相伝之理、停止宣綱妨」	1307	28・31・ 32・43・ 46・47
45	寛治6年(1092) 9月3日	山越国八瀬川彌乙犬丸解	免除	青蓮房宛、袖夫役	「任本免除道理」	4655	
46	寛治7年(1093) 12月25日	官宣旨	裁許	伊賀国宛、藤原保房、金峯山寺の妨害停止、矢川・中村	「任度々宣旨并相承理」 「有相伝理之上」	1327	28・31・ 32・43・ 44・47
47	嘉保2年(1095) 正月5日	東大寺政所下文	調査	延喜寺宛、光国、吉野山使の妨害停止、伊賀国黒田荘田畠	(光国申状・宣旨の引用)「任本公驗理」	1337	28・31・ 32・43・ 44・46
48	嘉保2年(1095) 正月10日	大江公仲処分状案	譲与	以実宛、大和国山口荘・相模国早川牧別当大僧都宛、範曜との相論、田 → 法隆寺の認可	「依有續々之理、子孫相統」	1338	94
49	嘉保2年(1095) 6月8日	法隆寺上座慶元解	訴訟・裁許	寺家宛、藏信の妨害停止、大槻荘一所	「任本公驗道理裁判」	1346	69
50	嘉保3年(1096) 7月4日	御定深解	訴訟	大宰府宛、寿門、三七寺別当職	「任公驗御掌理并尊勝院故法橋之付戻状等旨」 「昔公驗付戻之理理」	1358	
51	永長2年(1097) 8月27日	官宣旨案	補任	栄山寺所司田堵等宛、源頼朝子孫等の妨害停止、寺領田畠等	(寿門解状)「任氏理」	1383	
52	永長2年(1097) 10月16日	興福寺政所下文案	立券	祭主宛、大中臣真国の妨害停止、田	「任本公驗理被令立券」	1385	30・59・ 60
53	承徳3年(1099) 4月5日	民有年解案	訴訟	東寺と成願寺の相論、大國莊公田	「任先日御外題并公驗道理」	1402(1416・ 院状)	
54	康和元年(1099) 閏9月11日	明法博士中原範政重御文	注進	丹波国宛、国司の取公、東寺領大山庄田	(中原范清の御文に対して)「不察文書理」	1412	25・42
55	康和3年(1101) 3月16日	左京職定文	調査	第前国宛、府国使の召返、觀世音寺領把岐荘田	「任本公驗理」	1429(1433・ 請文)	
56	康和3年(1101) 4月15日	左京職定文	証判	一誠堂待買文書	「任公驗理、東參尺破入單」	4954	26
57	康和3年(1101) 4月15日	左京職定文	証判	東寺百合文書		1440	

58	康和3年(1101) 11月2日	定林寺妙安寺所司等 解	立券・ 裁許 免除	右大臣殿宛、官省菅田所当米	「依大殿政所下文理」 〔栄山寺解状〕「任文書之理、令立券」 〔依有文契之理〕	法隆寺文書	1465
59	康和3年(1101) 12月4日	勸学院政所下文字	立券・ 裁許 免除	栄山寺宛、頼俊娘の妨害停止、田 大相国唐宛、過去の立券、官物臨時雜 役の免除 →認可		栄山寺文書 明文書	1468
60	康和4年(1102) 2月15日	大相国栄山寺牒	免除	大幸府宛、安養寺の妨害停止、田 等	「任文書理」〔任寺家公驗理〕	栄山寺文書	1471
61	康和4年(1102) 3月11日	筑前国観世音寺三綱 解案	訴訟	名張郡司宛、伊世四郎、所領田島地子 等	「任調度文書理」	観世音寺古文書	1477
62	康和4年(1102) 9月3日	伊賀国司行宣案	認可	宣旨の申請、源有雄丸に反論、木本荘	「任公驗理」	伊賀国古文書	1497
63	長治元年(1104) 8月2日	紀伊国崇敬寺別当頼 慶語文	訴訟	朝廷宛、源有政に反論、木本荘	〔有雄丸解状〕「任相伝領幕之文書理」	東大寺文書	1625
64	長治元年(1104) 8月2日	伊賀国湯衝社住人等 解	訴訟	預所宛、会板等	「称相伝理」	東大寺文書	1626
65	長治2年(1106) 閏2月22日	伊賀国黒田郷柚工等 解案	免除	東大寺宛、袖負田、官物	「任先例道理」	東大寺文書	1637
66	長治3年(1106) 3月28日	伊賀国黒田郷柚工等 解案	免除	伊賀国名張郡黒田北刀禰等宛、負田出 作田島	「任先例道理」	三國地志	1654
67	嘉承元年(1106) 11月16日	東大寺政所下文	立券	河内国宛、東寺、国司の取公、志紀郡 荘田	「任文書理」	東大寺文書	1666
68	嘉承2年(1107) 3月18日	官宣旨案	調査	慶元	〔東寺解状〕「任施入状并調度文書理」	東寺文書	1673
69	天仁元年(1108) 12月頒力	僧果状	認可	大幸府宛、観世音寺、肥前国中津荘	「任公驗理」	法隆寺文書	1700
70	天仁3年(1110) 3月30日	大政官符案	認可	葛野東寺額所田塚等宛、東寺、官物	〔観世音寺解状〕「任序宣并調度文書 理、如田改立」	観世音寺文書	1719(1755・ 施行)
71	天永2年(1111) 正月20日	山城国司行宣	弁済	法隆寺別当宛、院家敷地等地子	「任代々理并免利之旨」	東寺文書	1740
72	天永4年(1111) 4月12日	開福院住僧解	免除	平田荘司在地郡司宛、弘福寺、広瀬荘 地子	「任先例道理、免除」〔任先例并施入 券文等理〕	法隆寺文書	1746
73	天永3年(1112) 10月日	政所下文	弁済	武雄社、俣上分田	「任公驗理」	神田孝平氏所蔵文書	1778(1780・ 施行)
74	天永3年(1112) 12月17日	肥前国武雄社俣上分 田貫進状	寄進	黒田荘所司・住人等宛、矢川・中村田 島加地子等	「任先例之理」	武雄神社文書	1788
75	天永4年(1113) 5月15日	東大寺政所下文案	弁済	国留守所宛、河上別所山開発地 →国 司の認可	「任公驗之理」	東大寺文書	1795
76	永久2年(1114) 3月11日	肥前国河上山僧尋有 中文	認可	弘福寺所領広瀬荘住人等宛、年貢	「任券契并師資相承領知理」、(国司) 〔任文契理〕	河上山古文書	1804
77	永久3年(1115) 8月27日	權衛正房政所下文案	弁済	下文申請、寺領田島	「任本公驗理、(中略)掖成政所御下 文單」	東寺文書百合外	1834
78	永久4年(1116) 10月11日	弘福寺僧彦印解	訴訟		「任相伝議状公驗等理」	東寺百合文書	1862

79	永久5年(1117)2月9日	僧神德解	証判	五脚所宛、屋地(開発地) → 認可	「任開発理」	根津美術館所蔵文書	1868
80	元永2年(1119)12月5日	東大寺政所下文案	弁済	黒田荘下司・矢川中村作人等宛、意見加地子	「任公験理」	東大寺文書	1904
81	保安2年(1121)10月11日	大陣国司庁宣	認可	禰寝院宛、建徳頼清、禰寝院南泉田畠	「任府宣旨并公験理」、(府宣)「依相伝理」	禰寝院文書	1924
82	保安3年(1122)7月3日	肥前国河上宮僧尋有解	訴訟・裁許	国留守所宛、学林房の妨害停止、別所山 → 認可	「任解状并奏理」	河上山古文書	1965
83	保安4年(1123)2月19日	東大寺解案	訴訟	朝延宛、興福寺覚蔵の妨害停止、北田中荘	「任公験理」「任所帯公験理」「任相伝公験理」	百巻本東大寺文書	1986
84	保安4年(1123)9月頃	兼貞珍光時論田勘注	注進	兼貞と珍光時の相論、田	「田畠依有文書理」「任公験理」「普文書理」「任院宣并文書理」「任奉契理」	知信記裏文書	1999
85	天治5年(1124)5月7日	僧智解	訴訟	東南院宛、僧能徳の妨害停止、房敷地(開発地)	「任数年開発領掌理」	東大寺法華堂文書	2013
86	天治2年(1125)11月日	伊勢国大國莊尊当藤原時光解	訴訟	祭主宛、堀通、大國莊	「任水便道理」	東寺百合文書	2054
87	大治元年(1126)6月19日	石見国司庁宣	認可	留守所宛、清原長房子孫、久利・仁満、西河内三郷	「任本公験手次文書理」	久利文書	2076
88	大治元年(1126)11月頃	山城国木津木守等申調記	注進	東大寺寺役、講代相伝所領に居住	「木守等申云、(略)任相伝理、件四町内居住也」	東大寺文書	2097
89	大治元年(1126)12月日	伊賀国司庁宣案	認可	名張郡司宛、僧春助、中村所領加地子	「任文書之理」	伊賀国古文書	2100
90	大治2年(1127)2月3日	伊賀国司庁宣案	認可	名張郡司宛、領主、中村田畠加地子	「且任宣旨、且依公験之理」	伊賀国古文書	2102
91	天治2年(1127)11月10日	筑前国際案	認可	觀世寺寺宛、官使停止、莊々加納名田等	「(觀世寺寺)「任調度文書理、(中略)院宣下知」	東大寺文書	2110
92	大治5年(1130)4月14日	宇佐宮公文所問注日記	注進	問注御装束所檢校末貞と同友成の相論	「(末貞)「致(至)無公験者、以手次領作之理、所念所領也」	小山田文書	2158
93	大治5年(1130)12月日	下総国同庁宣案	認可	相馬郡司宛、伊勢神宮に寄進、平経重所領の地利上分	「任寄文理、奉免」	樺木文書	2176
94	大治5年(1130)10月30日	大江仲子解文案	訴訟	院庁宛、有経の妨害停止、大和国山口莊・相模国早川莊等	「任次第文書理」「依有纏々之理、讓与男以美了」「後次第文書之理」	大江仲子解文	2177
95	長承5年(1132)10月30日	鳥羽上皇院庁標案	立券	紀伊国簡宛、大伝法院、名草郡内	「任散位平光昌寄文并文書理」	根来要書	2244
96	長承元年(1132)10月30日	鳥羽上皇院庁標案	立券	紀伊国簡宛、大伝法院、那賀郡内	「任後寄文并文書理」	根来要書	2245
97	長承元年(1132)11月22日頃	藤原実行書状案	注進	觀世寺寺と安樂寺の相論、把木莊	「只可依文書理」	東大寺文書	2251
98	長承2年(1133)正月17日	東大寺政所下文案	弁済	黒田荘司・矢川中村作人等宛、東南院僧都所領加地子	「任公験之理」	東大寺文書	2261
99	長承2年(1133)5月日	伊勢国大國莊田堵住人等解	訴訟	本家宛、封戸給主等の妨害停止、莊領田畠	「任 民部省圖勘文并相伝田領道理、申下 宣旨」代々相伝田領道理」	東寺百合文書	2272

100	年未詳4月16日	内膳正資清書状	訴訟	蕃給宛、戸々給主等の訴訟停止、大國荘出品	「背三百餘个年住領掌之理」	東寺百合文書	2273	99・104
101	長承2年(1133)11月1日	高野山・沙門覺豫申文	立券・免除	朝廷宛、官物等の免除、相賀荘	「任公驗理」依文書道理「失券契道理」	根来要書	2291	
102	長承3年(1134)頃	法象勸文	注進	益田荘司、歌長清國との相論、津料の供出	(益田荘下司状)「任傍例之理、可出津料由今触知刻」	知信記裏文書	4701	
103	長承3年(1134)10月1日	藤原忠実家政所下文	裁許	伊賀国穴田・中村住人等宛、国司による伊賀の停止	「依国司免判、任文書理、裁定先罪」	東南院文書	2306	
104	長承3年(1134)11月29日	伊勢国大國荘專当解	弁済	祭主宛、戸々給主等の年貢	「昔田御理」「昔御庄田領之理」	東寺百合文書	2307	99・100
105	長承4年(1135)3月21日	僧行源解案	証判	満山大衆宛、田島(六郷御山夷石屋)→認可	「任開発理、賜御判」「任開発之理」	余頼文書	4702	
106	保延元年(1135)6月18日	讃岐国善通曼荼羅寺所司解写	免除	国司宛 →認可	「任先判道理之旨」	東寺古文零案	2326	
107	保延3年(1137)9月1日	待賢門院行下文案	立券	周防国在序官人・玉祖社司等宛、法金	「任安芸権介藤原朝臣実明常文并公驗理」「任依公驗之理」	東大寺図書館文書	2375	
108	保延5年(1139)2月29日	東大寺大仏殿司陳状案	訴訟	春日社祐宗との相論、大相国小東荘	「任承前之例、依(寄)文之理」	東大寺文書	2406	
109	保延7年(1141)6月23日	白河院行下文案	認可	播磨国在序官人等宛、過去に認可の序官、田原荘	「任公驗理、為一色別符」	九条家文書	補 65	
110	永治元年(1141)12月1日	美濃国市橋荘住人陳状案	訴訟	東大寺御西郡荘と大教院領市橋荘の界相論	(西郡荘解状)「任見地并文書理」	東大寺文書	2454	
111	康治2年(1143)8月19日	太政官陳案	立券	安樂春苑宛、莊園(河内・尾形・常陸・上野・淡路・讃岐・豊後各国)	「任公驗理」	安樂寿院古文書	2519	
112	久安元年(1145)閏10月2日	東大寺下文	認可	飛騨荘司住人等宛、覚光、田島・莊務	「任公驗相伝理」	百卷本東大寺文書	2564	
113	久安3年(1147)2月11日	石見国留守所下文	補任	清原長房宛、久利別符司職	「任先相相伝之理」	久利文書	2602	87・148
114	久安3年(1147)5月16日	官宣旨案	補任	東大寺宛、藤実からの返還、觀世音寺別当	(東大寺解状)「今年秩講改定之理」	百卷本東大寺文書	2611	
115	久安3年(1147)5月28日	紀伊国神野荘住人解	訴訟	仁和寺御室からの門柱返還、猿河村	「依公驗理、依在序申状、依前司詞、依古老謙、沙汰切罪」	神藏寺文書	2612	
116	久安4年(1148)12月17日	大宰府政所下文写	裁許	筑前国羅善苑、宇佐八幡宮、平野社の妨害停止、宇佐町南園	(宇佐宮司奏状)依文書之理「任次第調度文書之理」	宇佐神領大藏	2657	
117	久安5年(1149)3月10日	日下部尚盛誦状写	讀与	日下部高守宛、在国司職・石松村田島等	「任先祖相伝之理」	日下部姓之系図所載	2661	
118	久安5年(1149)6月13日	伊賀国日代中利和宗・東大寺僧覺仁面問注記	注進	國領か寺領かの争い、伊賀国玉置池丸	(東大寺陳状)「文書道理一々柄寫」	東大寺文書	2666	
119	伊予6年(1150)9月16日	伊予国戸別荘百姓等解	免除	國司宛、賦課 →認可	「如先御行宣奉免之理」	東寺百合文書	2709	
120	仁平3年(1153)2月5日	伊勢大神宮補任状案	補任	橋国重宛、築曲郷人長職	「依講辨理」	神宮雜書	2780	

121	保元元年(1156) 10月27日	豊前国八幡字佐宮御葬 采所校大御負安解	訴訟・ 裁許	菅首国門の妨害停止、先祖相伝田畠 →子佐臣の認可	(字佐公通)「任証文之理」	小山田文書	2855
122	保元五年(1156) 10月10日	岡白藤原忠通家政所 下文	認可	下総国香取社司等宛、大中臣惟房、葛 原牧織織・少野両村	「長承三年之比(中略)任文書理、美 房賜成祈御下文」	香取大御直家文書	2856
123	保元3年(1158) 10月頃力	賀茂某下文案	補任	瀧野荘・高嶋荘宛、藤原俊宗、下司職 →預所の認可	「任辨状相伝公驗之理」	春日經供養家記抄裏 文書	4773
124	保元4年(1159) 2月2日	圓國殿荘田耆勝部武 友解案	訴訟・ 裁許	本家宛、光兼の妨害停止、相伝作手田 →預所の認可	「任相伝文書理并 鳥羽院宣下二代 長者□□任文書理」	兵範記裏文書	2970
125	保元4年(1159) 3月3日	法眼行運陳状	訴訟	運繼の妨害停止・認可、古木荘	「任次第相承理并度々致所□□旨」	兵範記裏文書	2972
126	平治元年(1159) 8月13日	僧義海申状	訴訟	覚仁の妨害停止・認可、水氷荘	「任文書理」	兵範記裏文書	3019
127	永暦元年(1160) 3月1日	前太政大臣藤原忠通 系政所下文案	裁許	越中国阿努荘宛、顯成、国司光隆の妨 害停止	(顯成解状)「背相伝之理」	兵範記裏文書	3089
128	永暦元年(1160) 3月3日	興修寺僧義海申文	訴訟	院宇宛、覚仁の妨害停止、水氷荘	「任相伝文書理并 鳥羽院宣下二代 長者□□任文書理」	兵範記裏文書	3090
129	永暦2年(1160) 5月5日	後白河院宇下文	裁許	山城国在庁官人等宛、伏見荘民の妨害 停止、木幡淨妙寺領田	(淨妙寺解状)「任多年領掌之理」	大谷大学所蔵文書	3093
130	永暦2年(1161) 正月1日	源義宗寄進状案	寄進	子孫の預所職補任、相馬御厨上分 →皇太	「当厨相伝之理者」	樺木文書	131・ 139・144
131	永暦2年(1161) 2月27日	下総権平平常風解案	寄進	二所太神宮宛、相馬御厨上分 →皇太神宮の証判	「任代々国郡次第証文等理」任代々 国郡次第証文等理」	樺木文書	130・ 139・144
132	応保2年(1162) 5月1日	官宣旨案	裁許	東大寺、薬師寺との相論、大和国清澄 荘菓園村	(東大寺奏状)「背文書之理」	東南院文書	3212
133	(応保2年 (1162))4月20日	藤氏長者藤原基実宣	補任	別当備正惠信宛、勝宴、淨瑠璃寺別当 職	「任文書理」	大和福智院家文書	補 336 (補 337・補 338、 請文・施行)
134	応保2年(1162) 9月26日	紀伊国密藏院政所陳 状案	立券・ 訴訟	石清水八幡宮との界相論、相賀荘	「任本公驗等理」依文書道理「任証 文等之道理」	根来要書	4805
135	長寛3年(1163) 3月3日	大和国宇陀郡神戶檢 校宇道有里解	補任・ 訴訟	殿下宛、有直の妨害停止、檢校職	「任々々々理」有里任々々相伝之理」	兵範記裏文書	3252
136	長寛元年(1163) 6月1日	藤原忠通家政所下文 案	裁許・ 寄進	紀伊国田中荘宛、実檢、高野山に寄進 →細江郷保司職	「彼実檢兩方理非之日、任文書理」 (盛神院解状)依相伝理、以賢門之 議」	金剛峯寺御影堂文書	補 102
137	長寛2年(1164) 9月25日	官宣旨	裁許	近江国宛、感神院、僧慶救の妨害停止、 細江郷保司職	「任官司与判并次第文書理」	坂本蓮華院文書	3310
138	長寛3年(1165) 5月1日	岡白藤原基実家下文 案	認可	宇佐神官等宛、字佐昌福、田染莊系永 名田品	「任次第文書之理、欲致沙汰之処」	字佐文書	3350・5041
139	永元2年(1166) 6月18日	大神宮権藤宣荒木田 明盛起請文案	沙汰	口人外宮禰吉彦章宛、下総国相馬御厨	「任次第文書之理、且任宮裁旨」依相伝 領掌之理」	樺木文書	130・ 131・144
140	永元2年(1166) 9月25日	豊前国八幡字在宮織 藤字佐太子解案	認可	大宰府宛、江嶋別符田畠 →認可	「且依相伝理、且任宮裁旨」依相伝 領掌之理」	益永文書	3400

141	永万2年(1166)9月25日	大宰府政所帖案	認可	宇佐宮宛、宇佐太子、江嶋別符田島	「任相伝理」[任相伝理并宮裁旨、(太子解状)「依相伝領掌之理」]	益永文書	3401	140
142	仁家2年(1167)3月28日	宮内大輔良季書状	注進	下總前司宛、紀伊局、裁許	「相伝之理、御沙汰可候」	兵範記裏文書	4854	
143	仁家2年(1167)4月4日	藤原太子解	訴訟・裁許	御館宛、肥前国杵嶋北郷田島 → 認可	「任次第証文」、(宇佐公通)「任文書之理」	後藤家古文書	3423	
144	仁安2年(1167)6月14日	皇太神宮権禰宣荒木田明盛和与状案	沙汰	豊受太神宮神主彦尊との和与、相馬御厨調度文書公驗等	「任次第文書之理、欲致沙汰之処」	樺木文書	3425	130・131・139
145	仁安2年(1167)11月1日	備前西解	訴訟・裁許	満山大家宛、西美房の妨害停止、嶋 → 認可	「任相伝道理」	余頼文書	4855	
146	仁安3年(1168)4月25日	六条天皇宣旨案	認可	定憲、右清水頼吉堂・所領荘園等	(親王家奏状)「任師資相承理(中略)所候譲渡子成定鑑房」	石清水文書田中家文書	3461	
147	嘉応元年(1169)7月7日	伊賀国黒田荘柁工安三子解	訴訟	貞成の妨害停止、先祖私領田	「青相伝諸代之理」[有依証文]「依代々相伝之理」	東大寺文書	3509	
148	嘉応元年(1169)10月1日	石見国目代庁宣	裁許	留守所宛、清原行房、川合友弘の妨害停止、久利郷罪	「清原長房相伝之本公驗手次文書之理」	久利文書	3519	87・113
149	承安2年(1172)6月1日	信濃大法師位盛実解案	訴訟	留守所宛、清原行房、有謀の妨害停止、房領	「且不亦相伝之是非、且不知文書之道理」	信田華因明四相違裏文書	3577	
150	承安2年(1172)2月25日	後白河院行下文案	裁許	季盛法師、下司職	(季盛解状カ)「任先例順理之旨、(下文)「任先例」	熊野夫須美神社文書	3593	
151	承安3年(1173)2月1日	安芸国同庁宣	認可	留守所宛、神主繁弘、三田郷尾越村	「任文書相伝之理」	蘇島神社文書	3621(3622・固府)	
152	承安3年(1173)9月1日	英国同庁宣	認可	留守所宛、草纏、八条院領一品田勅使田加納	「任文書相伝理」	高山寺文書	補・367	
153	承安4年(1174)9月9日	後白河院行下文案	裁許	今熊野領八多荘官の妨害停止、境相論	(解状)「不用券契之理」	高山寺文書	4876	
154	承安4年(1174)12月13日	後白河院行下文案	認可	伊賀国在庁官人・東大寺所司等宛、東大寺、黒田荘出作等	「且依文書理、且任国司庁宣、(解状)「且依支書道理、且任国司庁宣」	東南院文書	3666	
155	承安5年(1175)4月2日	筑前国上八村住人津守三子解	認可	宮裁の申請、上八村田島	「且任相伝領掌理、且依解状旨」	宗像神社文書	3680	
156	安元元年(1175)8月1日	右近衛府掾	裁許	薩摩国備前宛、大養元光、家道等との相論、先祖相伝所領	(元光解状)「任手繼相伝代々文契理、」[任先祖相伝理]「任先例并旨旨同代々証文等理」	桑幡文書	3705	
157	安元2年(1176)7月1日	日向国守某下文	補任	島津荘宛、備安兼、百正村亦濟使職	「任相伝文書之理」	富山文書	3773	
158	治承2年(1178)5月12日	僧仁玄申状	訴訟	東大寺宛、寛珍已講等の妨害停止、某荘	「任代々相伝公驗理」	東南院文書	3832	
159	治承2年(1178)6月12日	後白河院行下文案	裁許	石清水八幡宮所司等宛、慶清、成清との相論、筑前国宇美宮・長野荘等	(成清申状)「任文契理、可蒙裁断候」	石清水文書	3833	
160	治承2年(1178)6月20日	後白河院行下文案	立券	大宰府在庁官人等宛、最勝光院領肥前国松浦荘	(平政子解状)「去保延五年之北(中略)任公驗理」	東寺百合文書	3836	
161	治承3年(1179)7月21日	某院行下文	裁許	左京職宛、末貞、証運との相論、私領	「任券契理」	広島大学所蔵文書	3881	

162	治承3年(1179) 8月22日	官宣旨	認可	伊予国宛、藤原綱子、弓削嶋莊	「任院庁御下文并相伝理」、(纏子券状)「任相伝理」「任院庁御下文并相伝理」	東寺百合文書	3885
163	治承4年(1180) 8月27日	安芸国司庁宣	補任	留守所宛、佐伯景弘、栗屋郷地頭職	「任相伝証文理」	嚴島神社文書	3920
164	治承4年(1180) 8月27日	安芸国司庁宣	補任	留守所宛、佐伯景弘、三田郷地頭職	「任相伝証文理」	嚴島神社文書	3921
165	治承4年(1180) 10月頃	東大寺政所下文案	補任	玉井荘住人百姓等宛、紀伊国宗、下司職	「依重代相伝之理」	東大寺文書	3931
166	寿永2年(1183) 8月8日	島津荘別当伴信明解	訴訟・裁許	留守所宛、赤清使兼宗の妨害停止、薩摩国山田村 → 認可	「依先祖相伝之理」、(留守所)「任相伝之理」	入来院文書	4101
167	寿永2年(1183) 9月27日	後白河院庁下文案	裁許	越前国任庁官人・法金剛院領河和田荘伊預国任庁官人等宛、東大寺、平正盛との相論、鞆田・柘植等村田	「任相伝理」	仁和寺文書	4107
168	寿永2年(1183) 閏10月21日	後白河院庁下文案	裁許	伊預国任庁官人等宛、東大寺、平正盛との相論、鞆田・柘植等村田	「任文書理、且依明法勘状」	東大寺文書	4114
169	元暦元年(1184) 5月日	後白河院庁下文案	裁許	越前国任庁官人等宛、美濃局、地頭代僧上座の妨害停止、河和田荘	(荘官等訴状)「任相伝之理、以美濃局承可任務執行之由、重成賜御下文事」	仁和寺文書	5088
170	(元暦元年(1184))カ10月18日	頼原景時書状	認可	高尾聖人宛、備中国足守郷	「任文書之理」	神護寺文書	4211
171	元暦2年(1185) 3月23日	僧全昭解案	補任	大乗院宛、羽津里莊下司職	「任相伝之理」	元泉置文真文書	4895

【補註】

- (1) 「事項」は、当該文書において「理」「道理」が問題とされている事由を示す。紛争当事者が記され、訴訟機関による判断が示される場合は「訴訟」、「認可」は知行や権益の確認、「赤清」は年貢・課役等の納入関係、「注進」は勘文・問注・発檢等
- (2) 「内容」は宛所・受益者以下を記し、解状の外題等に認可が記されている場合は「→」で示す
- (3) 「→」は宛所・受益者以下を見られる場合はその主体を()内に記した
- (4) 「平」は「平安遣文」の番号であり、当該文書の語文や引用文書等是一部省略し、番号を()内に記す。「典拠」は適宜略記した
- (5) 「関連文」は、当該文書の先行・同時の命令や引用文書等、直接関わる文書を示す